

第4次美祢市男女共同参画

しあわせプラン

～ 認めあい 支えあい ともに歩むまち美祢 ～

— 素案 —

令和8年1月

美祢市

～ 目 次 ～

第1章 プランの策定に当たって-----	1
【1】プラン策定の社会的背景と趣旨 -----	1
【2】男女共同参画社会について-----	2
【3】男女共同参画に関する社会の動き -----	3
【4】山口県の動き -----	6
第2章 プランの概要-----	7
【1】プランの位置付け -----	7
【2】プランの期間-----	8
【3】プランの策定体制 -----	8
第3章 本市の現状と課題-----	9
【1】本市の男女共同参画を取り巻く現状 -----	9
【2】アンケート調査結果から読み取れる課題 -----	16
【3】第3次プランにおける取組内容と課題の整理 -----	28
【4】本市の主な課題のまとめ -----	35
第4章 プランの基本的な考え方-----	38
【1】基本理念と基本目標-----	38
【2】施策の体系 -----	41
第5章 プランの内容-----	42
【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の推進-----	42
【基本目標2】働く場における男女共同参画の推進（美祢市女性活躍推進計画）	44
【基本目標3】あらゆる場における女性活躍の推進（美祢市女性活躍推進計画）	45
【基本目標4】ワーク・ライフ・バランスの推進（美祢市女性活躍推進計画）	46
【基本目標5】ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止・根絶に向けた取組の 推進（美祢市DV防止基本計画）（美祢市困難女性支援基本計画）	48
【基本目標6】誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりの推進 (美祢市困難女性支援基本計画) -----	50
第6章 数値目標の設定-----	53

第7章 プランの推進-----	55
【1】府内の推進体制の整備 -----	55
【2】男女共同参画の推進に関する審議会の設置・運営-----	55
【3】国・県・関係機関・各種団体との連携 -----	55
【4】プランの周知-----	55

資料編　※掲載予定

- 1 策定経過
- 2 美祢市男女共同参画審議会委員名簿
- 3 美祢市男女共同参画推進条例
- 4 美祢市男女共同参画推進条例施行規則
- 5 美祢市男女共同参画推進本部設置要綱
- 6 男女共同参画社会基本法
- 7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
- 9 困難な問題を抱える女性の支援に関する法律（困難女性支援法）
- 10 山口県男女共同参画推進条例
- 11 用語解説

第1章 プランの策定に当たって

【1】プラン策定の社会的背景と趣旨

少子高齢化の急速な進行とともに、総人口が減少に向かう我が国においては、労働力人口の維持や生産性の向上などが大きな社会的課題となっています。コロナ禍から平時へ移行し、経済活動が活性化する中で、令和6年時点において、企業の人手不足は、非製造業や中小企業を中心に、歴史的な水準まで高まっています。一方で、近年のテクノロジーの進展は目覚ましく、特にAIは分野によっては人を上回る質のアウトプットを驚異的な速度で生成し、ビジネスや学術活動などに幅広く活用され始めるなど、我々の働き方や生活に大きな影響を及ぼしています。

そのような中、働く女性は増加傾向にあり、女性の就業率については、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブがほぼ解消しています。その一方で、出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブ問題が続いている、政策や方針決定過程への女性の参画拡大などについては、進展に遅れがみられ、また、今もなお、育児や介護を始めとしたライフイベントに際し、両立のしづらさや特に女性において着実なキャリア形成が困難となる状況がみられ、その背景には、長時間労働や固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏りが考えられます。

この偏りが存在している人々の意識や社会の慣習の中には、依然として「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的な性別役割分担意識が根強く残る現状があり、それ以外にも無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、知らず知らずのうちに、性別による差別・区別が生じることもあります。働き方や暮らし方の変革の実現にとって、こうした根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが大きな障壁となっており、これらの解消に向けた取組を継続していく必要があります。

これらを踏まえると、これから男女共同参画の取組に当たっては、人々の働き方や暮らし方の変革を実現するために、よりきめ細かな対策が必要となっています。

本市においては、男女が共に夢や希望を実現することで、一人一人の人生を豊かにする男女共同参画社会の実現を目指して、平成22年3月に「男女共同参画社会基本法」の規定に基づく市町村男女共同参画計画として「美祢市男女共同参画しあわせプラン」を策定し、その後、令和3年3月に「第3次美祢市男女共同参画しあわせプラン」（以下「第3次プラン」という。）を策定しました。策定当初より、その基本理念を「認めあい 支えあい ともに歩むまち美祢」と定め、市民の理解と協力の下、男女が社会の対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に共に参画し、喜びも責任も共に分かちあえる社会の実現を目指して、様々な施策を推進しています。

第3次プランは、令和7年度までを対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い、新たに「第4次美祢市男女共同参画しあわせプラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

【2】男女共同参画社会について

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。その考え方に基づき、次の5つの基本理念を掲げるとともに、国や地方公共団体及び国民の役割を示しています。

【男女共同参画社会基本法の5つの基本理念*】

》男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。

また、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。



国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

*「男女共同参画社会基本法」及び内閣府男女共同参画局ホームページより

【3】男女共同参画に関する社会の動き

1 国際的な動き

昭和50年、国連において女性の地位向上を目指して設けた「国際婦人年」をきっかけとして、世界では男女共同参画に関する動きが始まりました。

近年では、令和7年3月に、「第69回国連婦人の地位委員会」が開催されたのをはじめ、女性の地位向上を目指した国際的な取組が継続して進められています。しかし一方で、我が国は、令和7年6月に発表された、各国内の男女間の格差を数値化した「ジェンダー・ギャップ指数※」において148か国中118位と、OECD加盟諸国の中でも非常に低い順位となっています。毎回、北欧諸国が上位を占め、過去の指数の推移をみても我が国は常に低い順位に位置しています。この理由としては、「教育」「健康」に関しては高い評価を得ていますが、特に「政治」「経済」の分野において男女の格差が大きいことが問題点としてあげられ、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

【ジェンダー・ギャップ指数】 (0が完全不平等、1が完全平等を表している)

(148か国中の順位)	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
アイスランド(1位)	0.798	0.990	0.960	0.954	0.926
フィンランド(2位)	0.815	1.000	0.971	0.728	0.879
ノルウェー(3位)	0.776	0.995	0.959	0.721	0.863
↓					
英国(4位)	0.744	1.000	0.965	0.643	0.838
↓					
米国(42位)	0.762	1.000	0.973	0.291	0.756
↓					
韓国(101位)	0.608	0.980	0.976	0.182	0.687
↓					
中国(103位)	0.726	0.935	0.947	0.135	0.686
↓					
日本(118位)	0.613	0.994	0.973	0.085	0.666

資料: The Global Gap Report 2025

※スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識(社会的性別)のこと。

2 国の動き

(1) 第6次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法の規定に基づき、平成12年に「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後の見直しを経て令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を策定しています。さらに、令和7年度中に「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定される予定です。

第6次男女共同参画基本計画においては、日本における経済社会環境や国際情勢の変化、国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意・コミットメントの着実な履行・実施の観点も踏まえ、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

【第6次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
 - ②男女の権利が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会
-

(2) 女性活躍の推進

平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が令和7年7月に改正され、常時雇用する労働者が101人以上の一般事業主に対して、「男女の賃金の差異」「女性管理職比率」の公表が義務付けられました。

「女性活躍推進法」では、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供をはじめ、職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備、女性の職業生活と家庭生活との両立に関する本人の意思の尊重といった、3つの基本原則が示されています。国においては「女性活躍推進法」の規定に基づき「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を策定し、都道府県や市町村はその基本方針等を勘案して、計画を策定することとされています。また、平成30年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国、地方公共団体の責務や目標などを定め、政治分野における男女共同参画のより一層の推進が図られています。

(3) 配偶者暴力防止に向けた取組の推進

令和5年5月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の一部改正により、保護命令制度の拡充、命令の種類の拡大、保護命令の有効期間の延長、保護命令違反の厳罰化がなされました。これらの改正は、DV被害者の安全を確保し、生活再建を支援するために重要です。

(4) 困難な女性に対する取組の推進

対象者が「女性であること」に着目した施策については、売春防止法(以下「旧売春防止法」という。)に基づく婦人保護事業として、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」として定義される「要保護女子」の「保護更生」を目的として始まりました。

その後、社会・経済情勢の変化により、女性を取り巻く環境も大きく変化し、平成13年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)により、配偶者からの暴力を受けた女性に対する支援を婦人相談所等が行うことが明確化され、その他、ストーカー被害、性暴力・性犯罪被害や人身取引被害、家庭関係破綻や生活困窮などに苦しむ女性についても、婦人保護事業の対象として運用されてきました。

このような状況を踏まえ、婦人保護事業の旧売春防止法からの脱却を目指す動きが強まり、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「困難女性支援法」という。)が成立しました。

また、令和5年3月には、困難女性支援法に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項や施策の内容に関する事項などが盛り込まれた「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が定めされました。

【困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施】

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法) (令和6年4月1日施行)

■目的・基本理念

=「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■国・地方公共団体の責務

=困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発

■人材の確保

■調査研究の推進

■民間団体援助

■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名:婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名:婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名:婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

※厚生労働省ホームページより

【4】山口県の動き

山口県においては、令和7年度中に「第6次山口県男女共同参画基本計画」が策定される予定です。

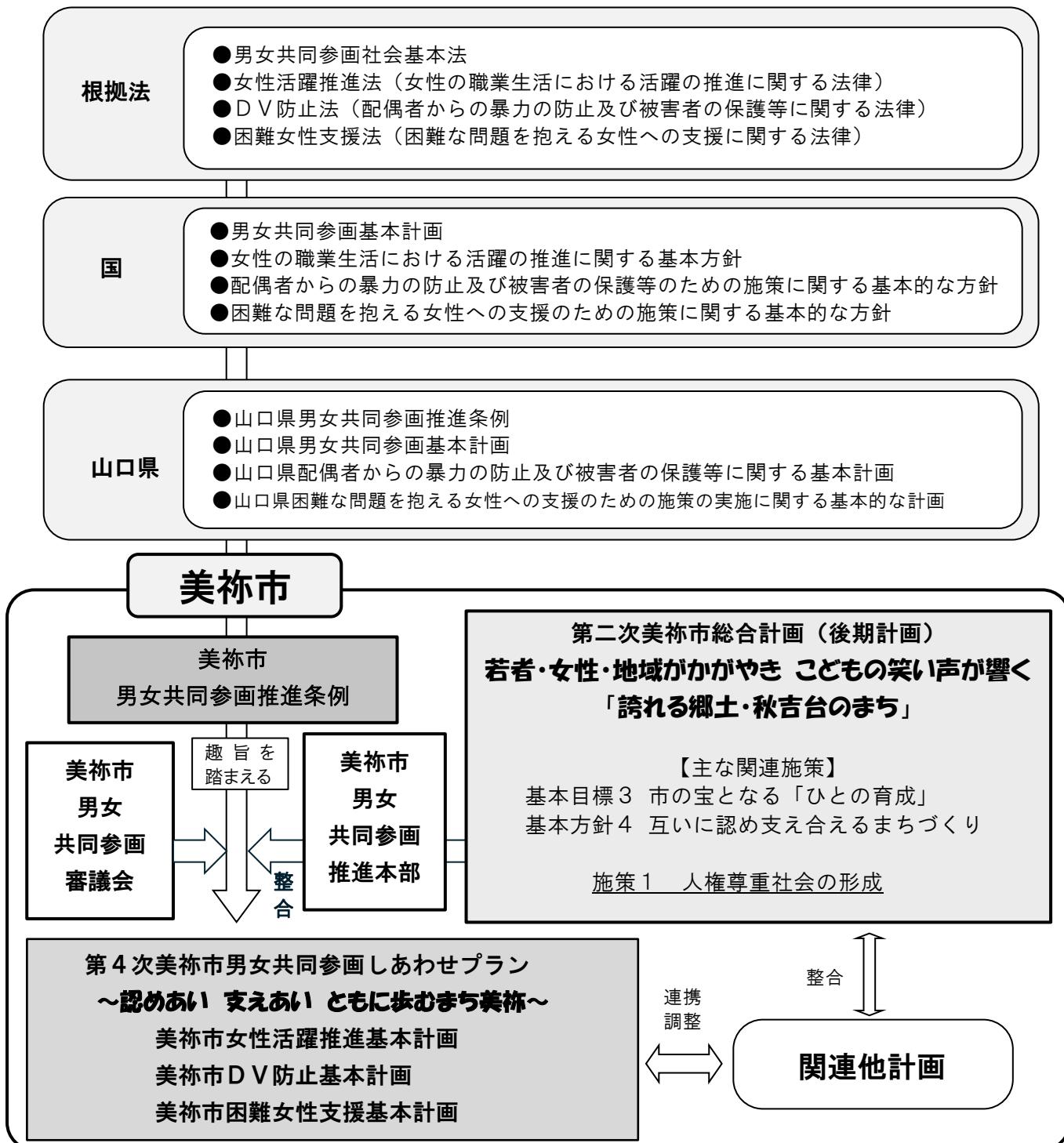
この計画では「男女が共に活躍できる社会づくり」「男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革」「男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり」からなる基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた重点項目と具体的な施策が取りまとめられています。

【第6次山口県男女共同参画基本計画の施策体系】

基本目標	重点項目
1 男女が共に活躍できる社会づくり	1 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり 2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 3 地域における男女共同参画の推進
2 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革	4 男女共同参画の推進に向けた意識改革と行動変革 5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
3 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり	6 あらゆる暴力の根絶 7 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 8 生涯を通じた男女の健康の支援

第2章 プランの概要

【1】プランの位置付け



本プランは「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」であるとともに「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」です。また「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」及び「困難女性支援法」第8条第3項の規定に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。

また、本プランは「第二次美祢市総合計画（後期計画）」との整合及び「美祢市男女共同参画推進条例」の趣旨を踏まえるとともに、他の個別計画と連携した計画です。

【2】プランの期間

本プランの期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

【3】プランの策定体制

1 美祢市男女共同参画審議会

本プランの策定に当たっては、学識経験者をはじめ女性団体や地域、職域の関係者から構成される「美祢市男女共同参画審議会」に諮り、計画の内容について審議しました。

2 アンケート調査等の実施

計画の策定に当たり、本市在住の18歳以上の市民及び市内の中学校及び高等学校に在学する生徒を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討するまでの基礎資料とする目的としてアンケート調査を実施しました。

調査名称	美祢市 男女共同参画に関する 市民アンケート調査	美祢市 男女共同参画に関する 中学生・高校生アンケート調査
調査対象	18歳以上の市民	市内の中学校及び高等学校に 在学する生徒
調査方法	郵送配布～郵送回収	各学校を通して配布、回収
調査時期	令和7年9月	令和7年9月
配布数	1,500人	332件
有効回収数	611人	318件
有効回収率	40.7%	95.8%

3 パブリックコメント

パブリックコメント（意見募集）を実施することにより、市民から広く意見を募りました。

※下線部分は予定

第3章 本市の現状と課題

【1】本市の男女共同参画を取り巻く現状

1 人口等の現状

本市の人口は、令和7年10月1日現在20,435人であり、令和3年から約2,400人の減少となっています。男性は9,685人、女性は10,750人であり、令和3年から男性は約1,100人、女性は1,300人の減少となっていて、女性の方が多く減少しています。

近年は、人口、世帯数共に緩やかに減少しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、令和3年の2.11人から令和7年で1.97人となっています。

【人口・世帯数の推移】

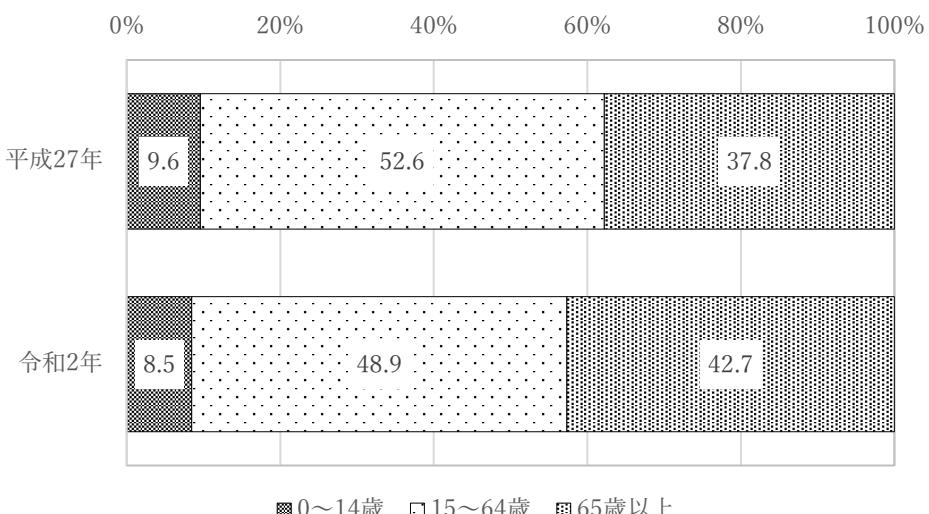
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人口総数(人)	22,901	22,325	21,617	20,992	20,435
男性人口(人)	10,830	10,545	10,228	9,913	9,685
女性人口(人)	12,071	11,780	11,389	11,079	10,750
世帯数(戸)	10,842	10,780	10,594	10,458	10,372
一世帯あたり世帯員(人)	2.11	2.07	2.04	2.01	1.97

資料:市民課(各年10月1日現在)

本市の年齢別人口をみると、令和2年では「年少人口(14歳以下)」の割合が8.5%、「生産年齢人口(15~64歳)」が48.9%、「高齢者人口(65歳以上)」が42.7%となっています。

高齢者人口の割合(高齢化率)は、平成27年の37.8%から令和2年で42.7%と増加で推移しています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

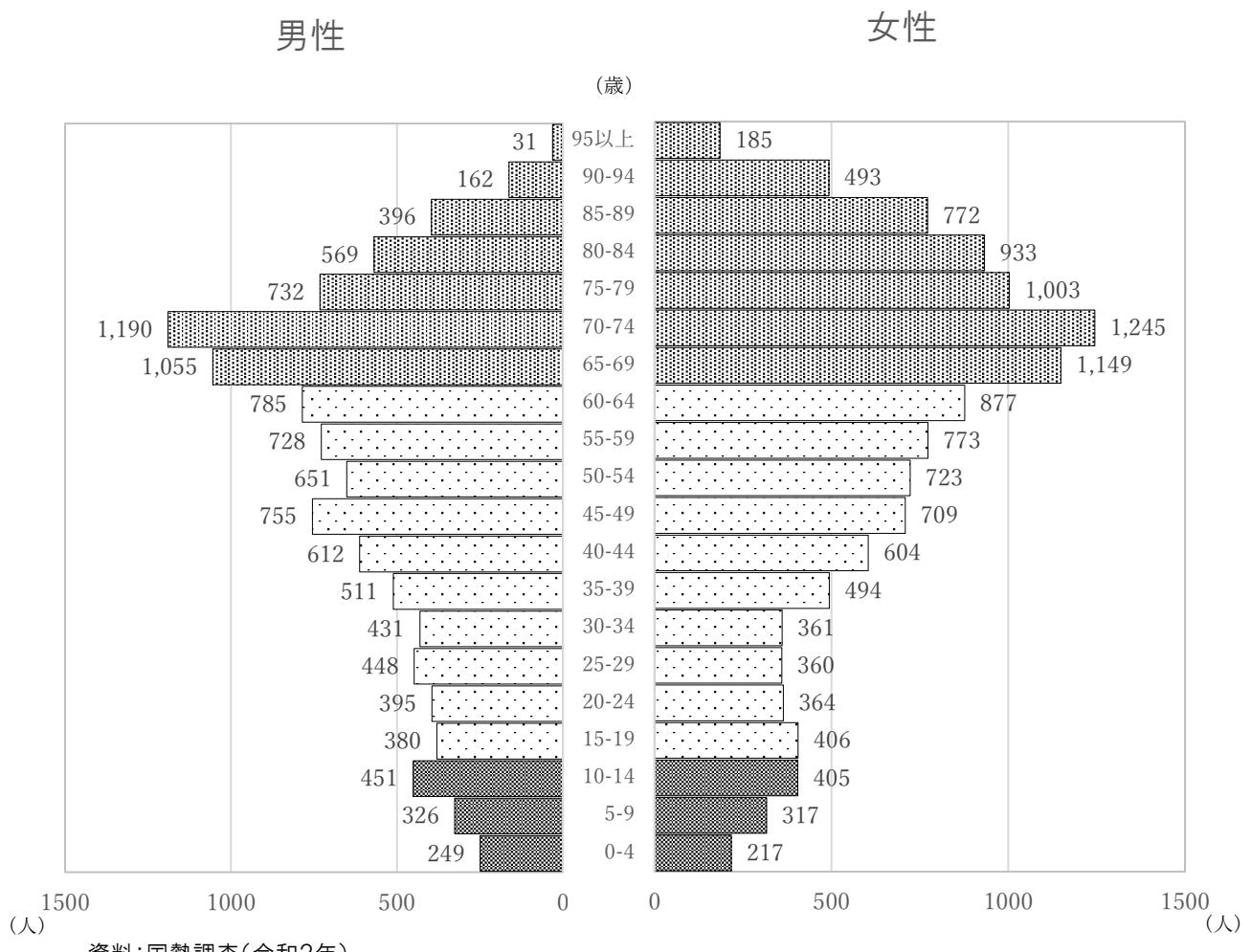
【年齢別人口構成比】



資料:国勢調査

年齢を5歳階級別でみると、男女共に70歳台前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっており、75歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口】

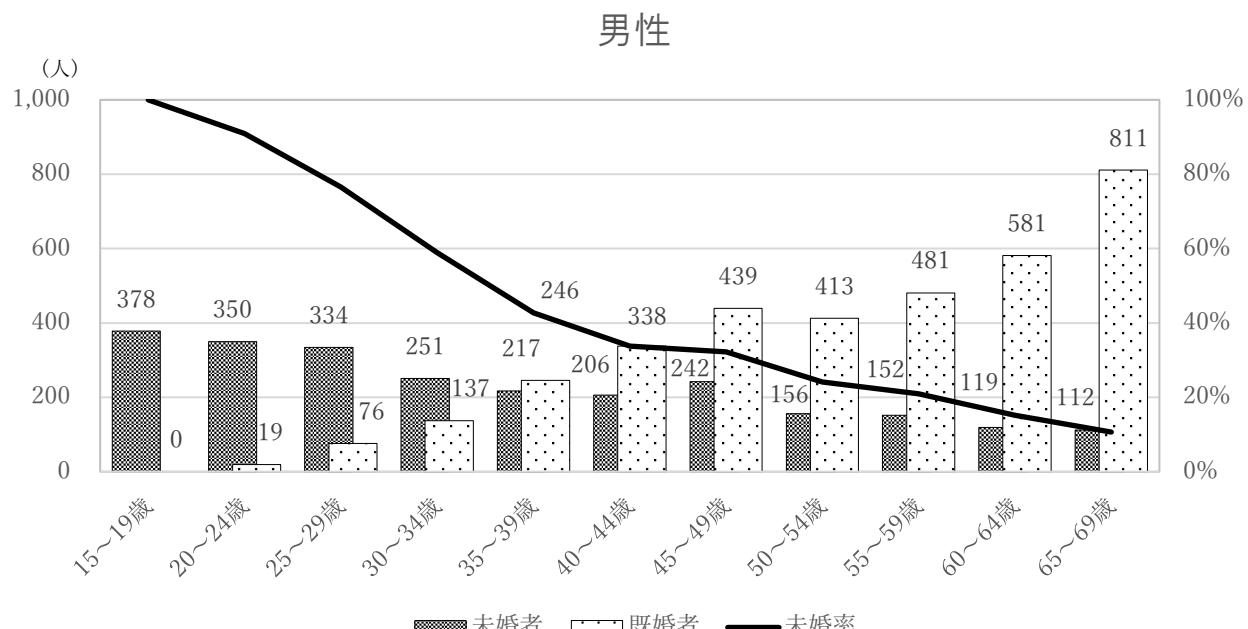


資料:国勢調査(令和2年)

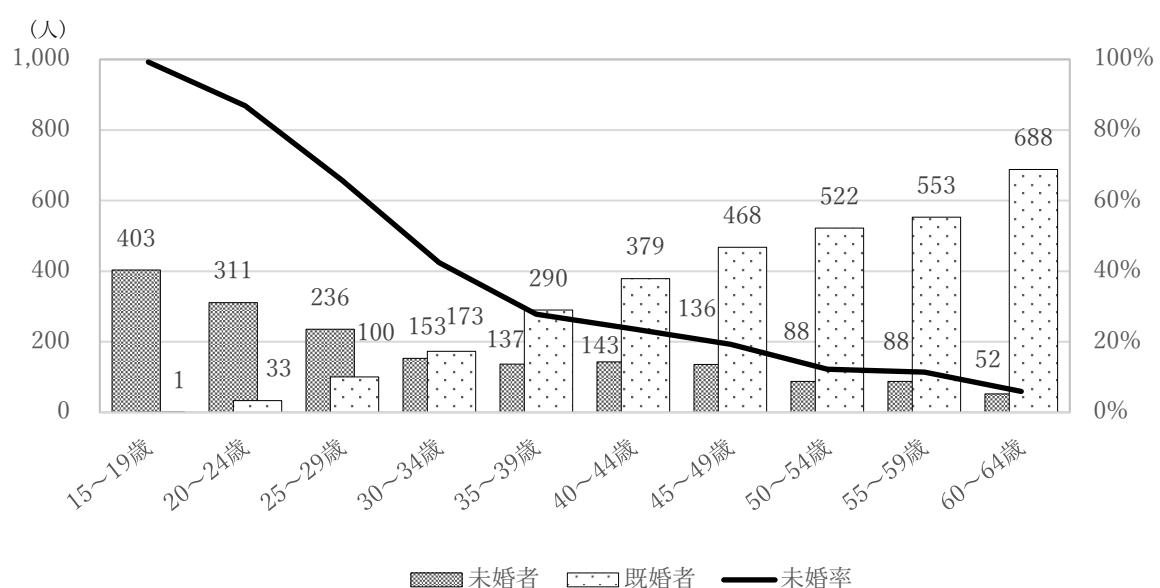
2 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、30歳台前半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳台後半になると大きく逆転することから、30歳台が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合、30歳台前半から既婚者数が未婚者数を上回っています。

【年齢別未婚者数と未婚率】



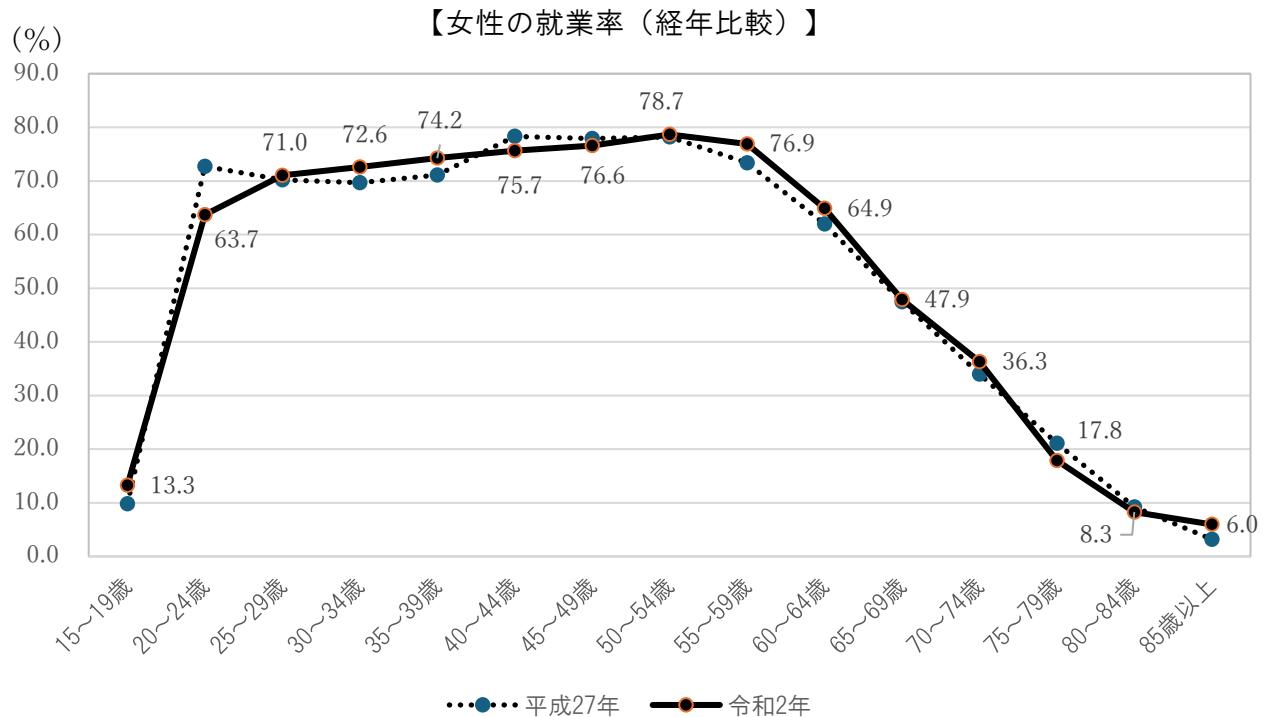
女性



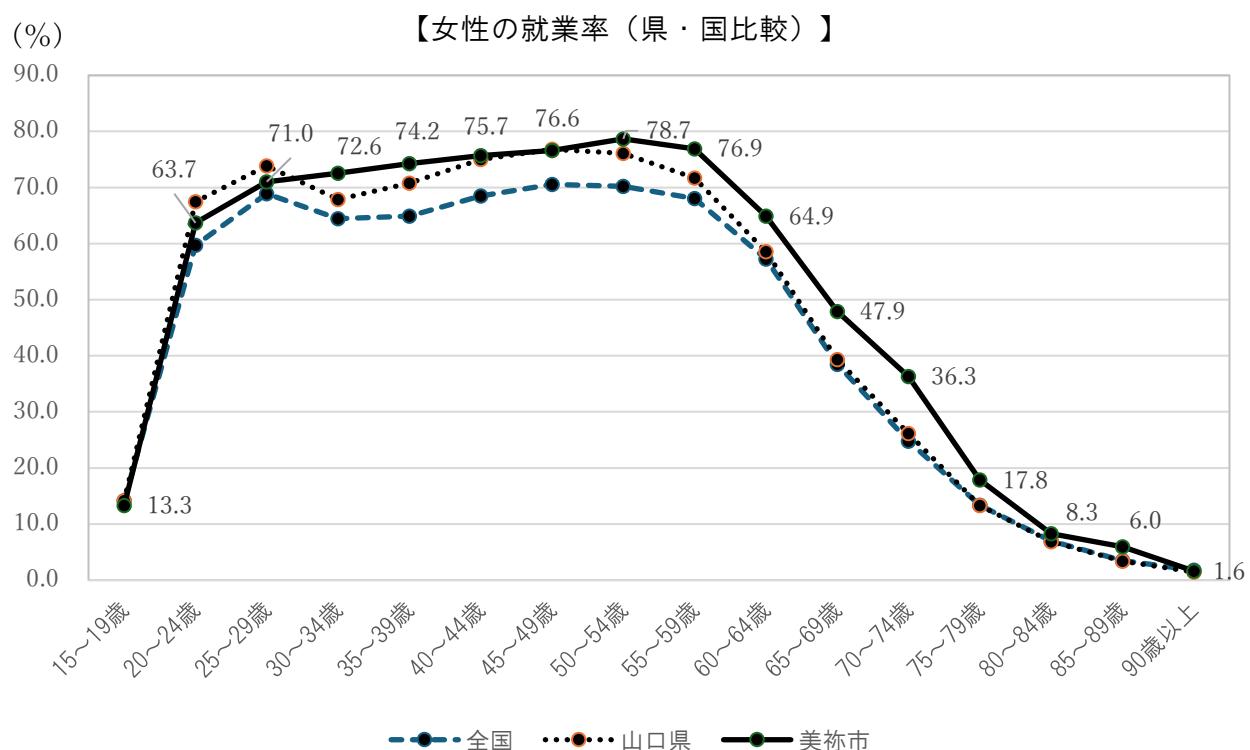
資料:国勢調査(令和2年)

3 女性の就業率

本市における女性の就業率をみると、「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ※」の傾向はみられず、以前に比べ緩やかな「台形」に変化しつつあります。また、令和2年において、50歳台の就業率がもっとも高くなっています。



本市における女性の就業率は、全体的に山口県や国の平均を大きく上回っています。



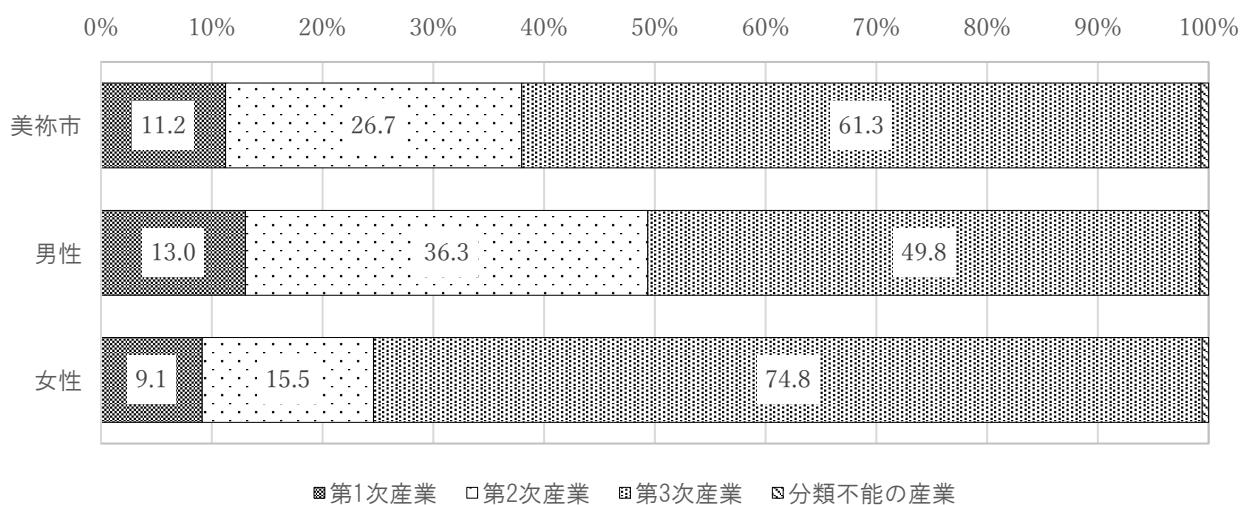
※【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳台前半を谷とし、20歳台後半と30歳台後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

4 産業別就業者構成比

本市の産業別就業者構成比をみると、令和2年では第1次産業の割合が11.2%、第2次産業が26.7%、第3次産業が61.3%となっています。女性の方が第3次産業に就業している人の割合が多くなっています。

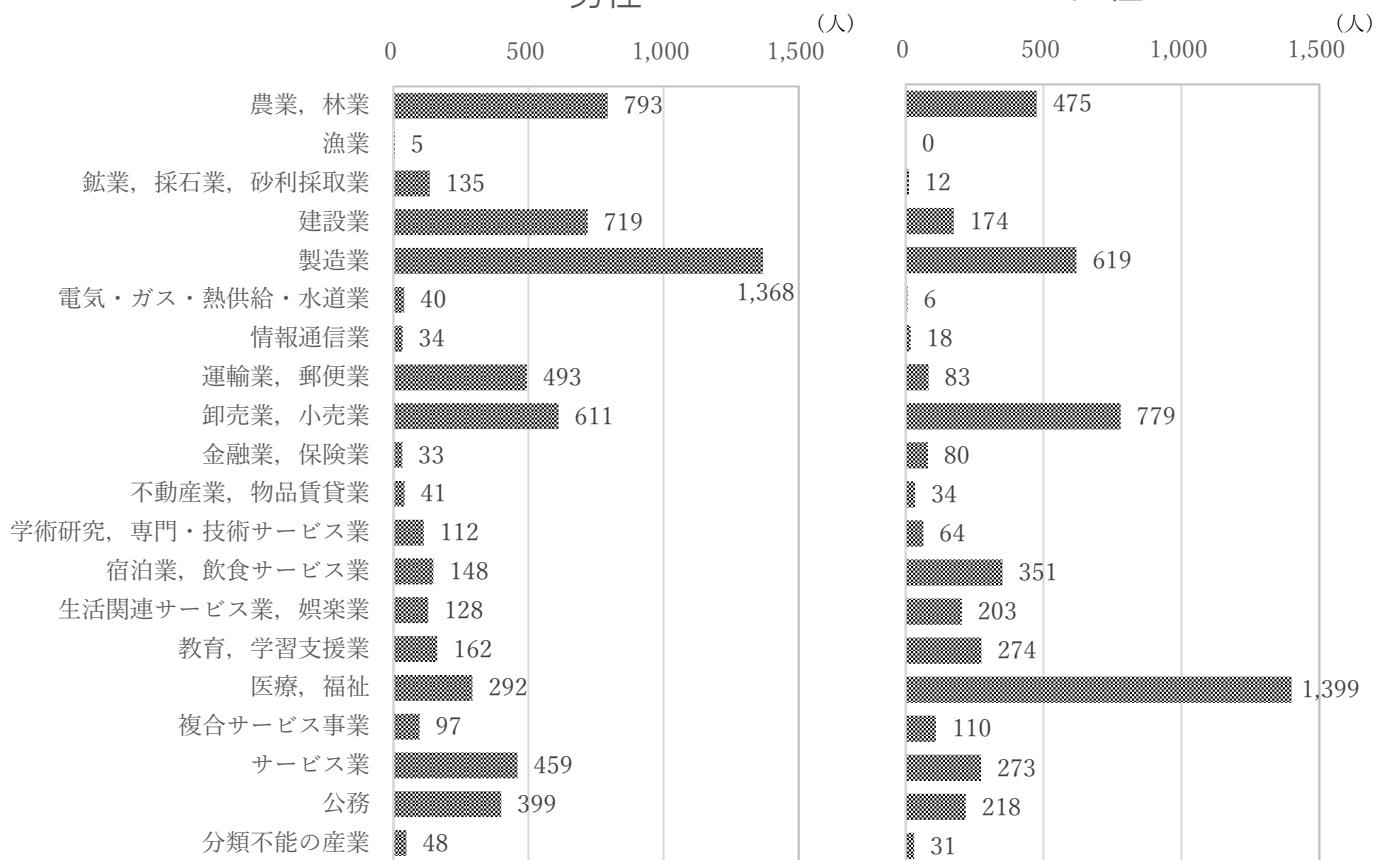
産業大分類別でみると、男性は女性に比べ特に「製造業」「建設業」が多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15歳以上就業者構成比】



■第1次産業 □第2次産業 ▨第3次産業 □分類不能の産業

【産業大分類別 15歳以上男女別就業者数】

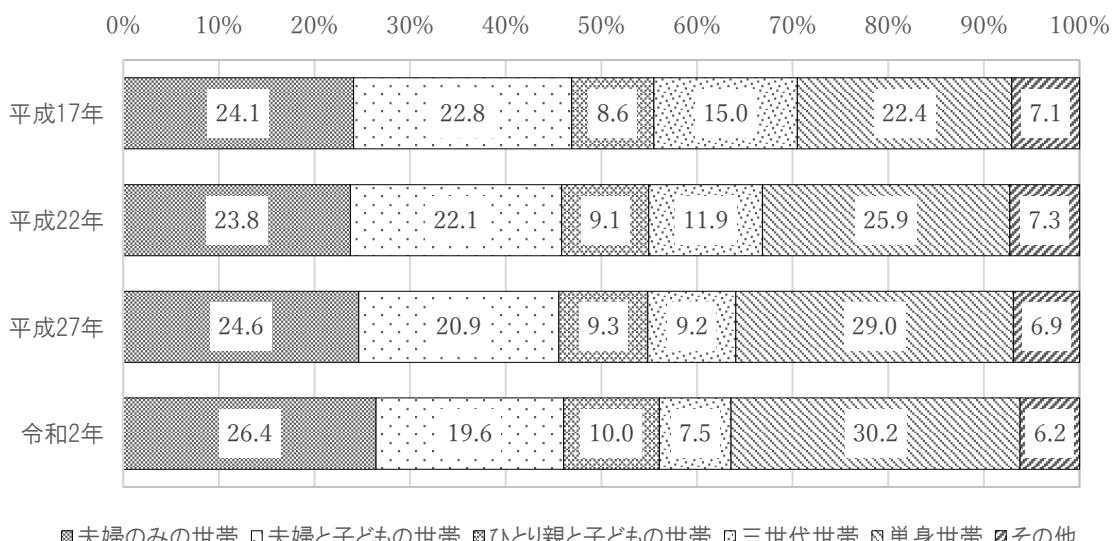


資料:国勢調査(令和2年)

5 世帯構成の推移

世帯構成について、平成 17 年から令和 2 年までの推移でみると「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」などは増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかに減少しています。また、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

【世帯構成の推移】



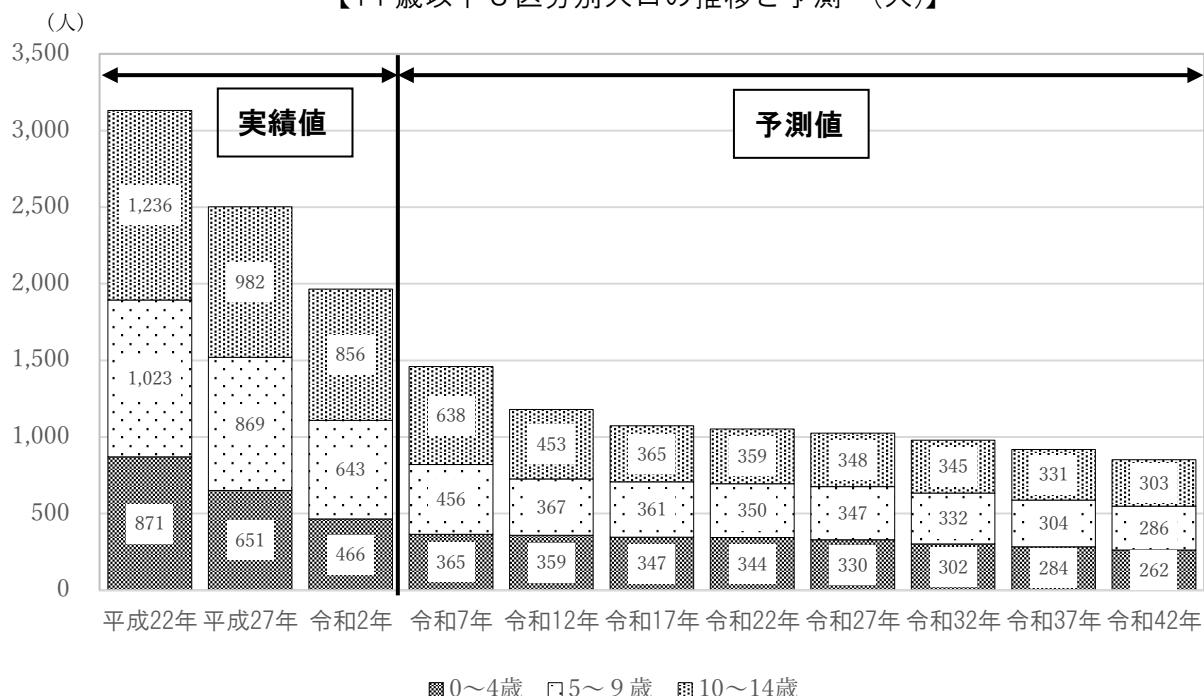
■夫婦のみの世帯 □夫婦と子どもの世帯 ▲ひとり親と子どもの世帯 △三世代世帯 ▨単身世帯 ▨その他

資料:国勢調査

6 子どもの人口推移と予測

本市の 14 歳以下の子どもの人口推移目標をみると、緩やかな減少で推移すると予測されています。

【14 歳以下の3区分別人口の推移と予測 (人)】



資料:令和 2 年までは国勢調査、令和 7 年以降は市人口ビジョン目標人口値

7 ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭はこの5年間、増加傾向にあり、令和2年では186世帯となっています。そのうち大半を母子世帯で占めていますが、この5年間で父子世帯の割合が増えています。

【ひとり親家庭の状況】

(戸)

	平成22年	平成27年	令和2年
ひとり親家庭世帯数(合計)	131	139	186
母子世帯数	113(86.3%)	121(87.1%)	153(82.3%)
父子世帯数	18(13.7%)	18(12.9%)	33(17.7%)

資料:国勢調査

8 高齢者世帯の状況

本市の65歳以上の高齢者がいる世帯の構成比の推移をみると、平成27年から令和2年にかけて増加しており、特に高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加が目立っています。

【高齢者世帯数の推移】

	平成27年		令和2年		構成比 増減率(%)
	世帯数(戸)	構成比(%)	世帯数(戸)	構成比(%)	
総世帯数	10,053	100.0	9,363	100.0	0.0
65歳以上の高齢者のいる世帯数	6,131	61.0	5,999	64.1	3.1
高齢者単身世帯数	1,677	16.7	1,682	18.0	1.3
高齢者夫婦世帯数	1,467	14.6	1,595	17.0	2.4
高齢者同居世帯数	2,987	29.7	2,722	29.1	-0.6

資料:国勢調査

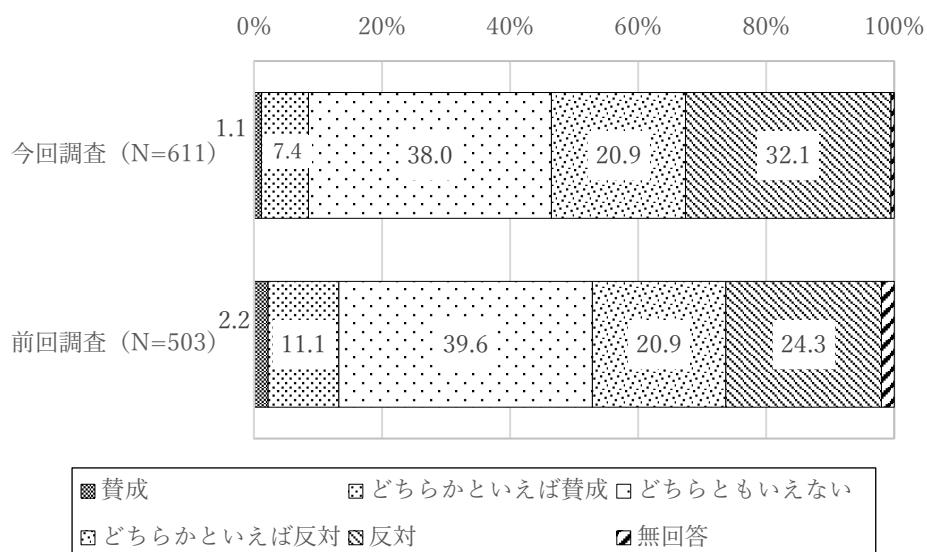
【2】アンケート調査結果から読み取れる課題

1 男女の役割分担と平等意識について

【市民アンケート調査結果より】

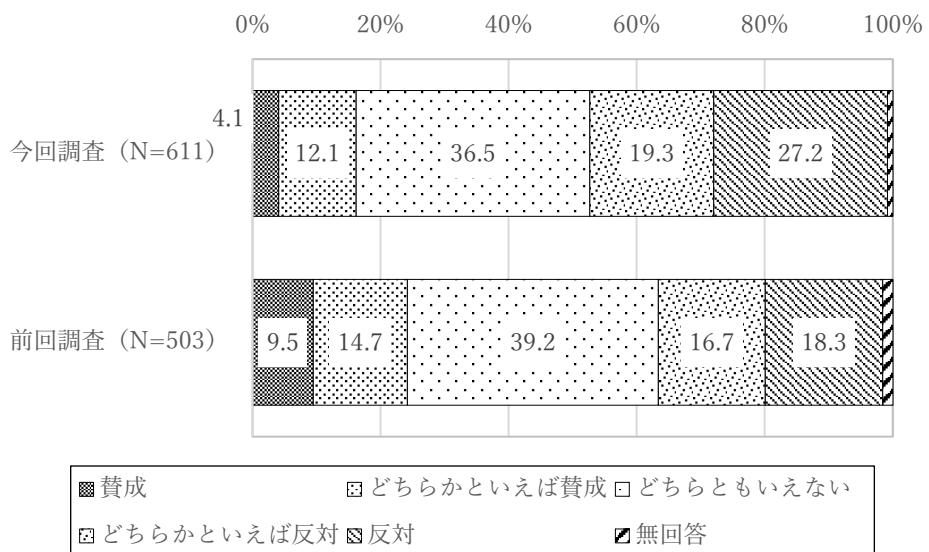
- 「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方については、前回調査と比べて「反対意識」が増加し、「賛成意識」が減少している。また、今回調査では、「反対意識」の割合が半数を超えていている。

【前回調査との比較／男は外で働き、女は家庭を守るべきであるという考え方】



- 「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方についても、前回調査と比べて「反対意識」が増加し、「賛成意識」が減少している。また、今回調査では、「反対意識」の割合が半数近くを占めている。しかし、男女ともに年齢が上がるほど「賛成意識」が高くなり、女性よりも男性の方が「賛成意識」が高くなる傾向にある。

【前回調査との比較／「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方】



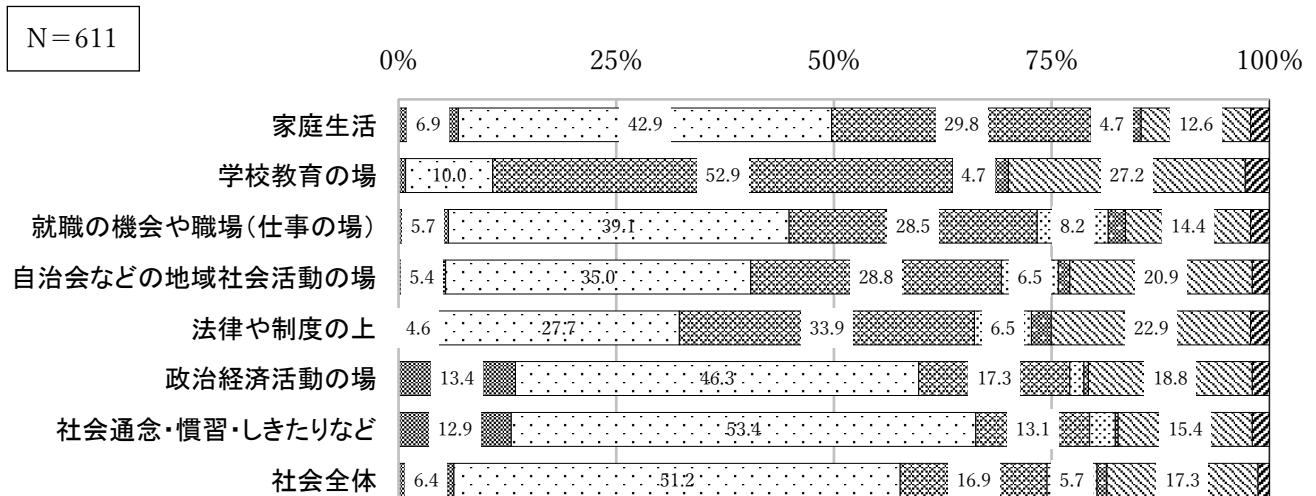
【「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方（性別・年齢別）】 (%)

N=611		賛成	どちらかといえば賛成	どちらともいえない	どちらかといえば反対	反対	無回答
		(n=)					
全体	(611)	41.1	12.1	36.5	19.3	27.2	
男性 × 年齢別							
男性 × 18～19歳	(10)		40.0		30.0		30.0
男性 × 20～29歳	(24)	4.2		37.5		20.8	33.3
男性 × 30～39歳	(47)	1.9	14.9		38.3		23.4
男性 × 40～49歳	(53)	5.7	17.0		45.3		20.8
男性 × 50～59歳	(67)	6.0	19.4		40.3		16.4
男性 × 60～69歳	(23)	4.3	17.4		43.5		14.3
男性 × 70歳以上	(75)	6.7	20.0		34.7		16.0
女性 × 年齢別							
女性 × 18～19歳	(5)		20.0		40.0		40.0
女性 × 20～29歳	(29)	3.4		24.1		27.6	44.8
女性 × 30～39歳	(50)	8.0		24.0		18.0	50.0
女性 × 40～49歳	(60)	5.0	5.0		41.7		13.3
女性 × 50～59歳	(77)	5.2	10.4		29.9		22.1
女性 × 60～69歳	(32)	6.3		37.5		21.9	31.3
女性 × 70歳以上	(55)	12.7		45.5		20.0	18.2

○男女の平等意識については、全ての分野において「男性優遇意識」の割合が高い。特に「政治経済活動の場」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」で目立っている。一方「学校教育の場」では比較的「平等意識」が高い。

【男女の平等意識】

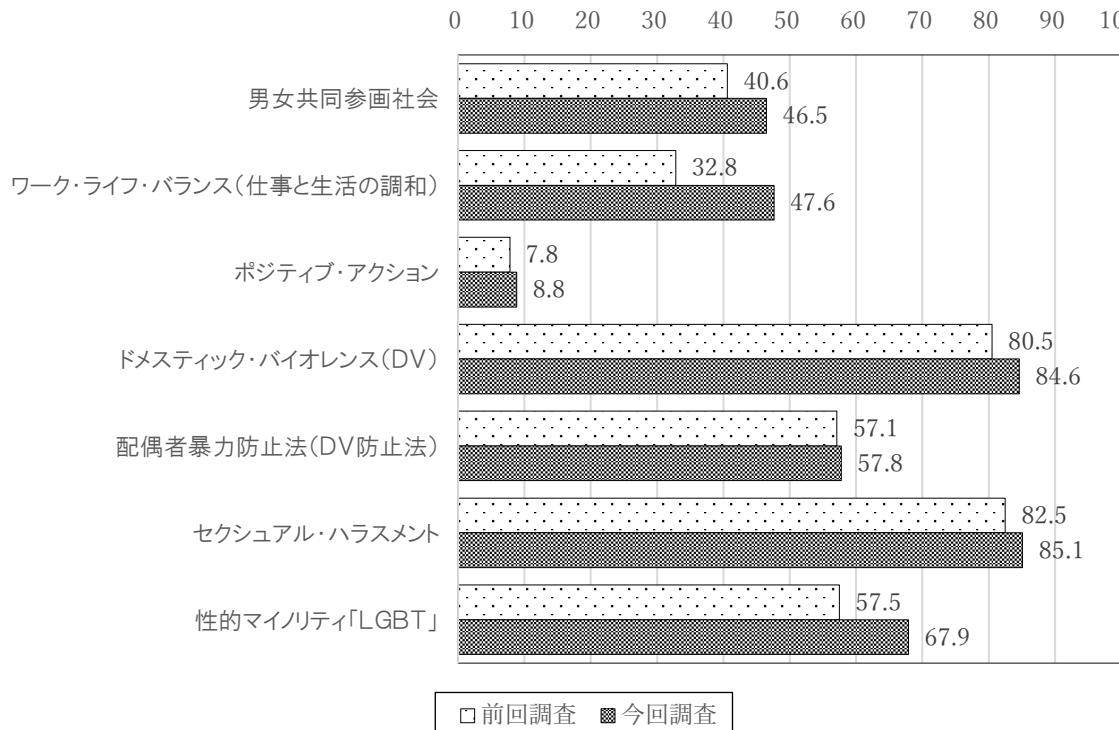
- | | |
|------------------|-----------------------|
| ■男性の方が非常に優遇されている | □どちらかといえば男性の方が優遇されている |
| ■平等になっている | □どちらかといえば女性の方が優遇されている |
| ■女性の方が非常に優遇されている | □わからない |
| ■無回答 | |



○男女が平等になるためには「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること」「女性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が上位に回答されている。

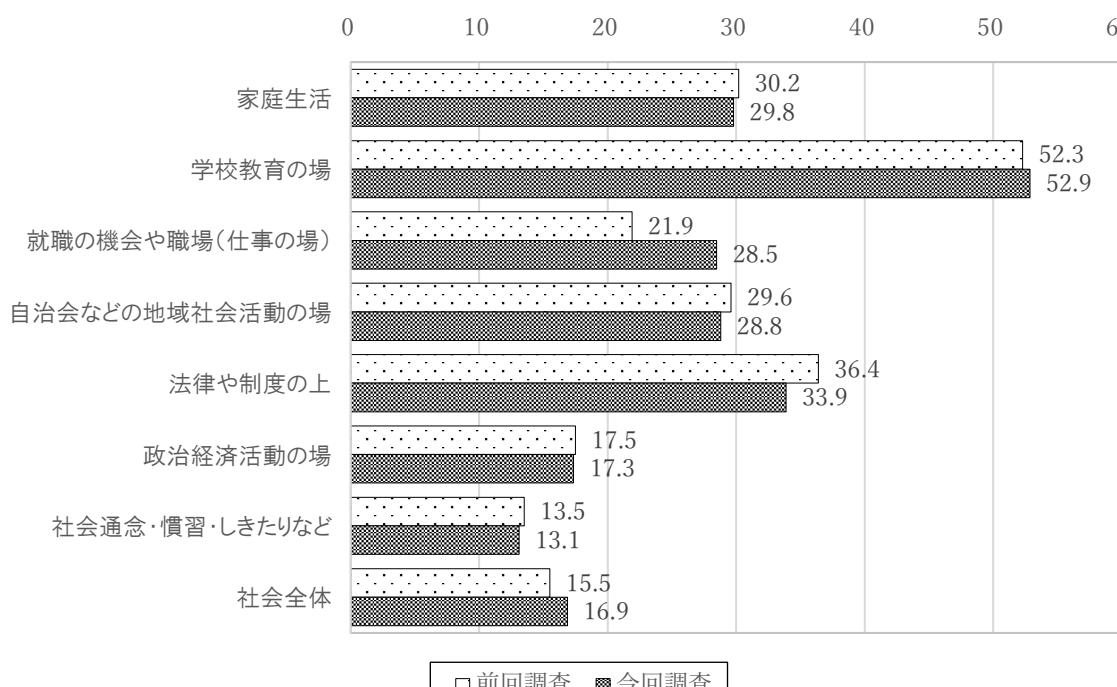
○男女共同参画に係る下記のすべての言葉において、言葉の内容を知っている人は、前回調査に比べて増加しており、特に「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の内容を知っている人の割合が増えている。

【前回調査との比較／言葉の内容を知っている割合】 (%)



○平等になっている割合は、「就職の機会や職場（仕事の場）」「社会全体」での割合が前回より増えているが、「法律や制度の上」では低下している。

【前回調査との比較／平等になっている割合】 (%)

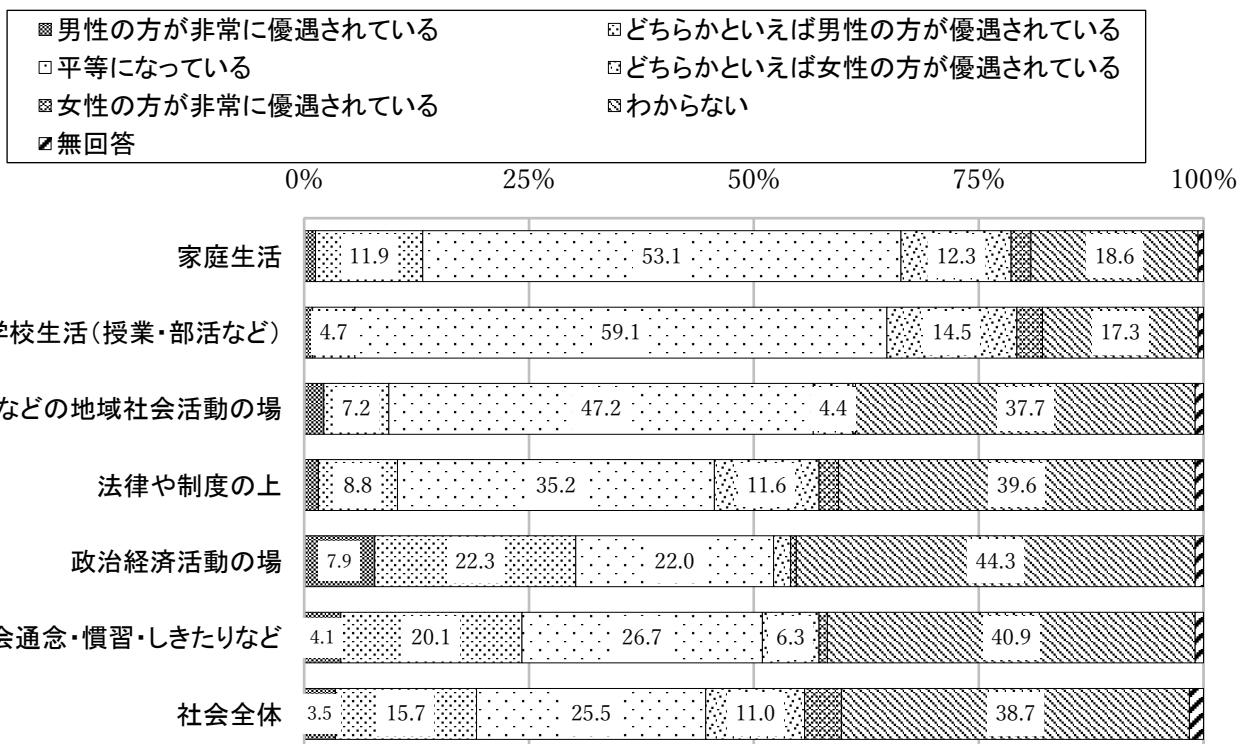


○男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「学校での男女共同参画についての教育の充実」が上位に回答されている。

【中高生アンケート調査結果より】

○男女の平等意識に関しては、「学校生活」や「家庭生活」で平等意識が高く5割を超えてえているが、女性の方が優遇されている割合が、男性の方が優遇されている割合よりも多くなっている。

【男女の平等意識】



【今後の課題】

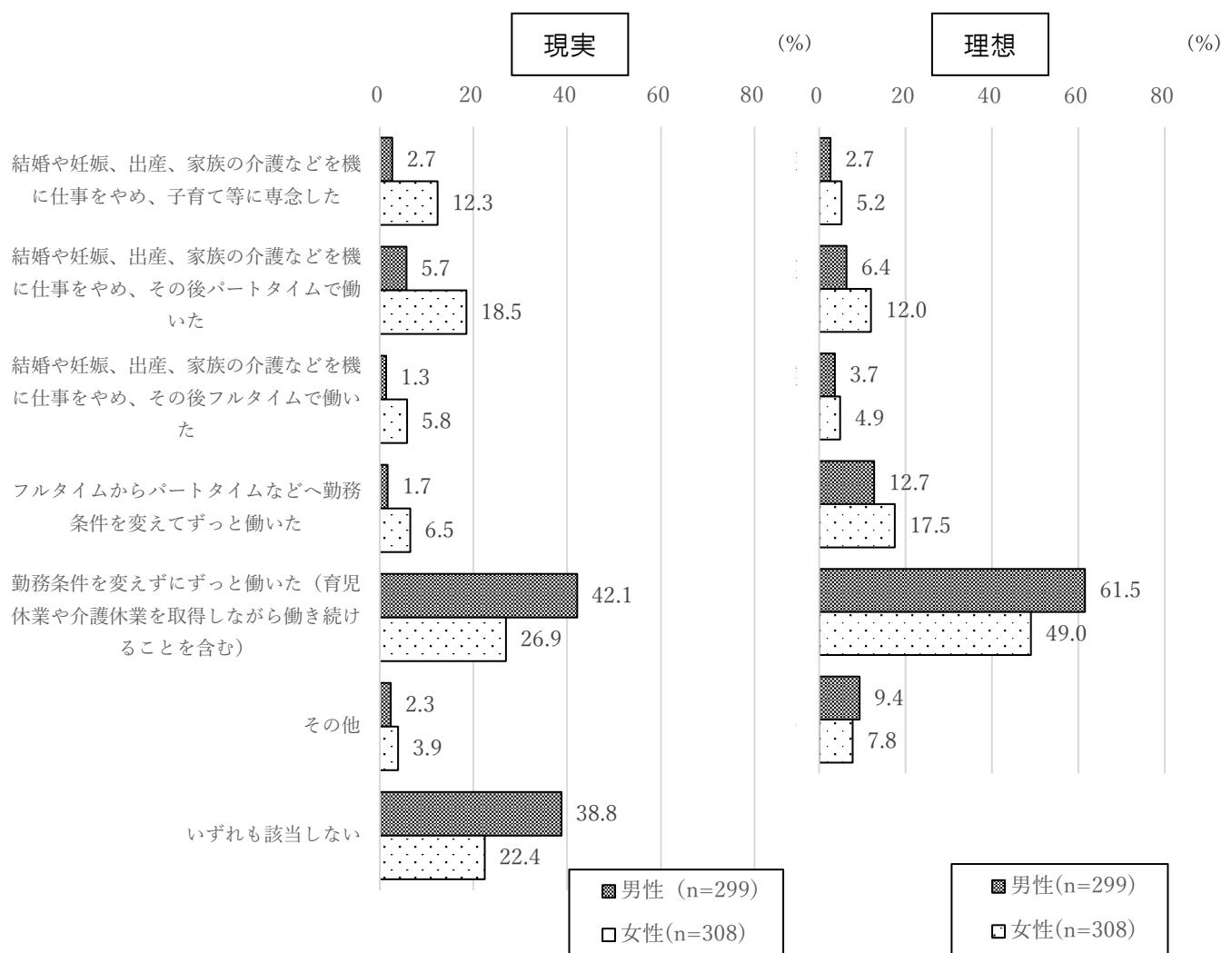
- 男女がお互いに認めあい、人権を尊重しながら協力して男女共同参画社会を実現するために、継続的で誰にでも分かりやすい意識啓発が必要です。
- 特に「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」や「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」などに代表される固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭する継続的な啓発が必要です。
- 教育の場をはじめとして、地域での幅広い年齢層を対象とした生涯学習の場など、意識の醸成を目的とした学習機会の充実が必要です。
- 啓発活動に当たっては、性別や年齢に応じた発信方法など、効果的な啓発方法の検討が必要です。

2 仕事と家庭について

【市民アンケート調査結果より】

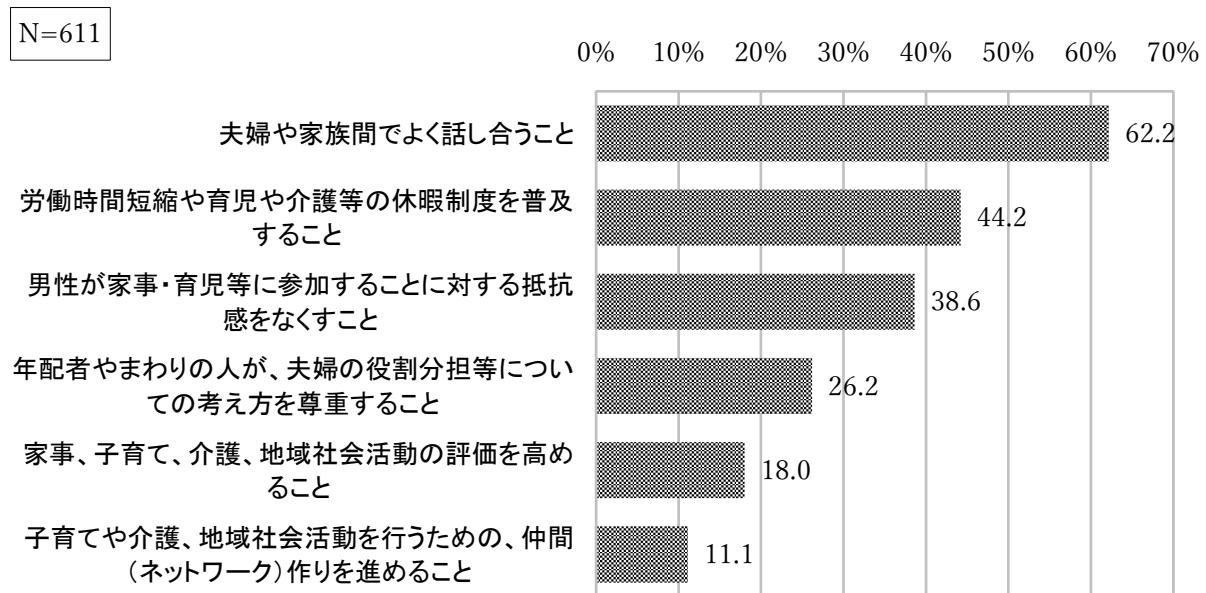
○女性が、結婚や妊娠・出産・介護などの節目の働き方については、実際に選んだ働き方（現実）も、望ましい働き方（理想）も、男女共に「勤務条件などを変えずにずっと働く（育児休業や介護休業等の取得を含む）」が最も多いが、割合をみると、実際に選んだ働き方よりも望ましい働き方の方が高くなっています、継続的な就労ニーズがうかがえます。

【ライフステージの節目の働き方（現実と理想）】



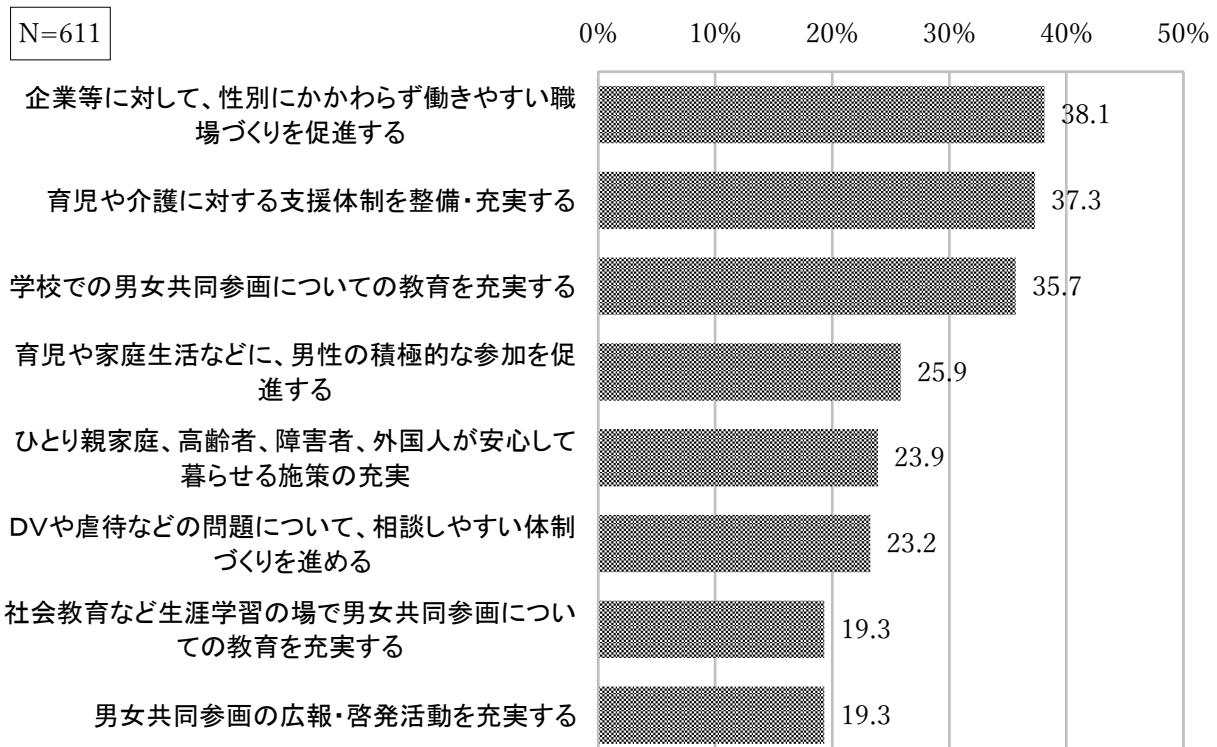
- 「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」への「反対意識」は「賛成意識」を大きく上回っている。
- 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を、内容まで知っている割合は約5割である。
- 男性が家事や育児に参加するためには「夫婦や家族間でよく話し合うこと」をはじめ「労働時間短縮や育児・介護等の休暇制度の普及」「男性が家事・育児等に参加することへの抵抗感をなくす」などが必要とされている。

【男性が家事や育児に参加するために必要なこと（上位項目抜粋）】



- 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」が最多で、次いで「育児や介護に対する支援体制の整備・充実」が続いている。

【男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこと（上位項目抜粋）】



- 「セクシュアルハラスメント」については、8割以上がその内容（意味）を知っている。
- 困難な問題を抱えた人の経験において、「職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント」が最も多かった。

【中高生アンケート調査結果より】

- 家庭では「ごみ出し」は「男の人がするほうがよい」と思う人が多く、「食事のしたく」などは「女の人がするほうがよい」と回答した人が多いが、全体的には「男女が協力してするほうがよい」の回答がそれぞれ最も多くなっている。

【今後の課題】

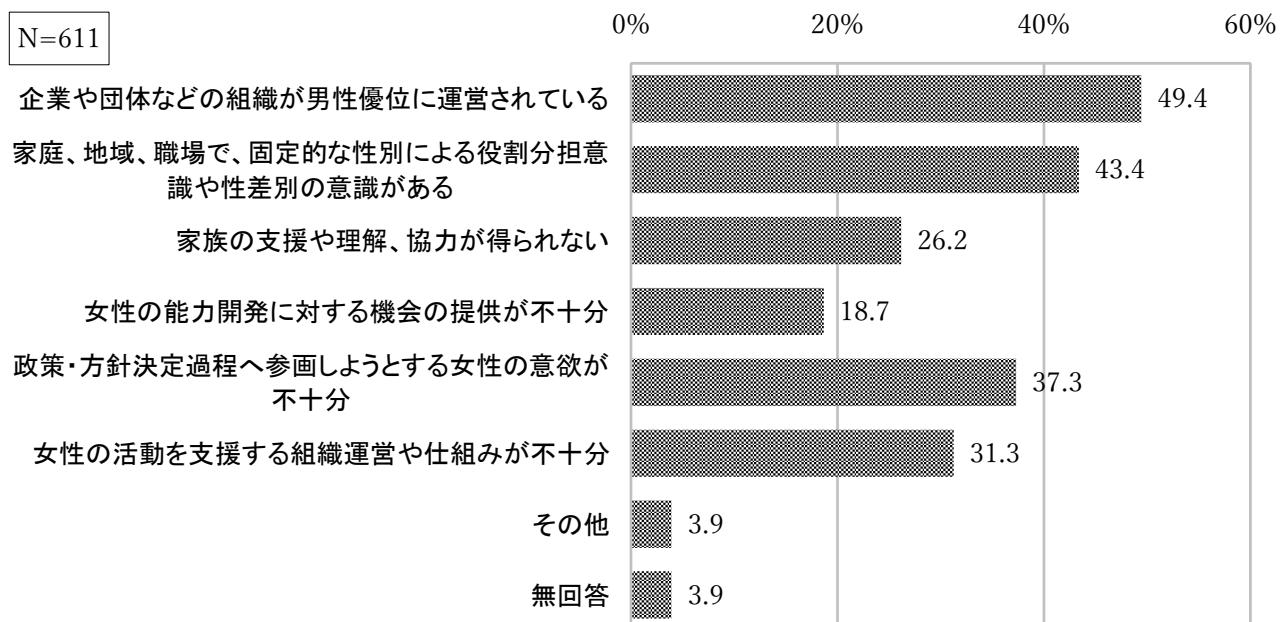
- 男女が共に育児休業や特に介護休業を取得しやすい環境の整備をはじめ、労働時間短縮や柔軟な働き方の促進に向けた、事業所等への働き掛けが必要です。
 - 「ワーク・ライフ・バランス」について、実践に向けた具体的な啓発活動や企業等への働き掛けが必要です。
 - 雇用や就業における、女性のニーズに応じた就業の継続や再就職など、関係機関と連携した支援が必要です。
 - 各種ハラスメン等の防止に取り組み、ハラスメントを発生させない、許さないよう事業所等への働き掛けが必要です。
-

3 政策・方針決定過程における女性の活躍について

【市民アンケート調査結果より】

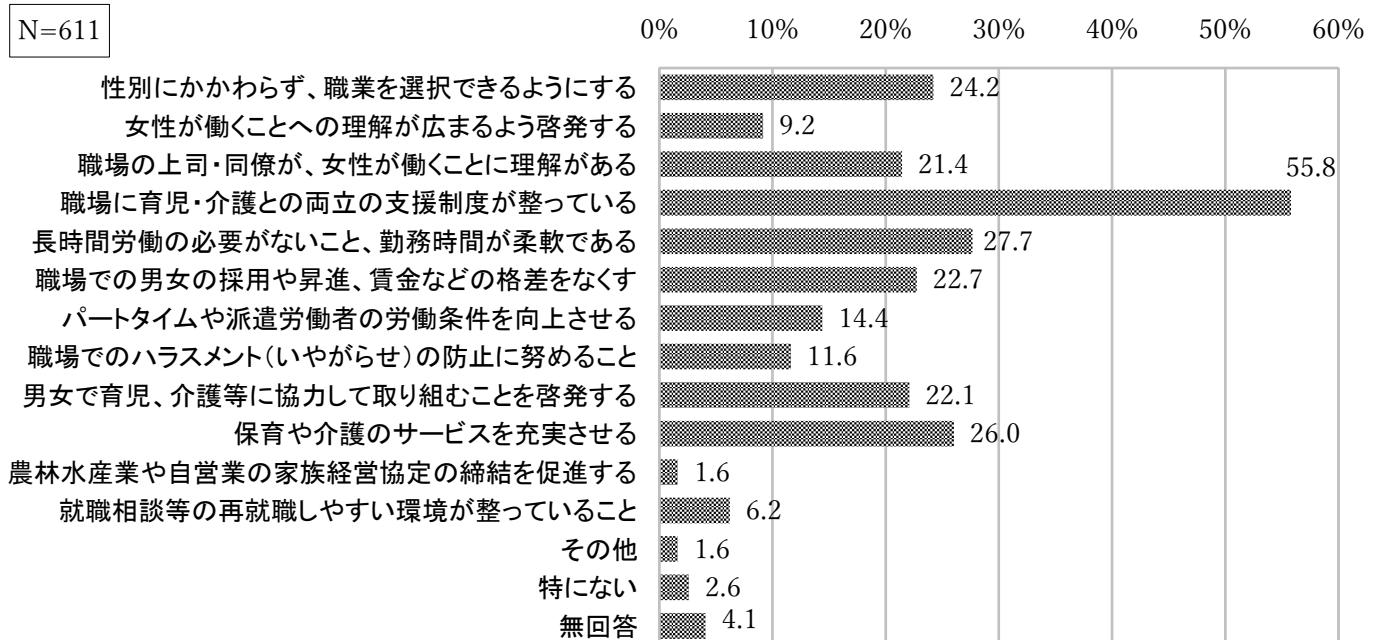
- 「政治経済活動の場」において「男性優遇意識」は過半数を占め、特に「男性の方が非常に優遇されている」割合が高い。
- 政治や行政、企業や団体などの政策・方針決定の過程に女性の参画が少ない理由として「組織自体が男性優位に運営されている」をはじめ、「家庭、地域、職場における固定的な性別役割分担意識」「女性の意欲が不十分」などが上位に回答されている。

【政策・方針決定の過程に女性が少ない理由】



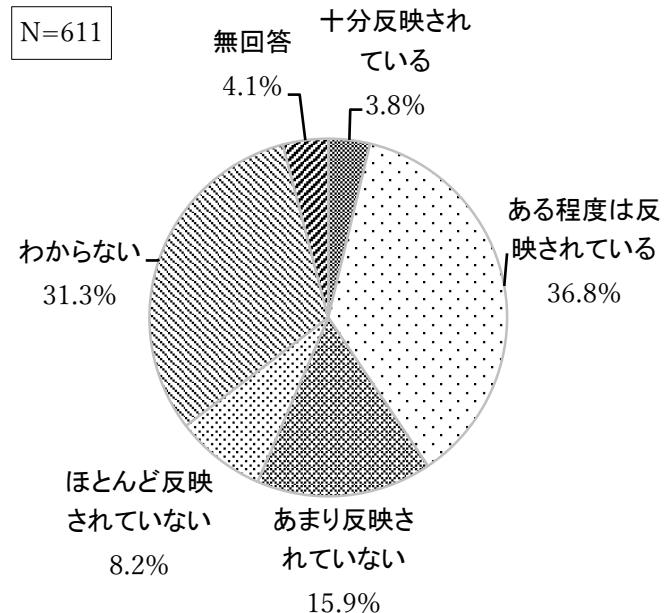
- 女性が活躍するために必要な環境整備については「育児・介護の両立について、職場の支援制度が整っていること」が最多で、このほか「長時間労働が必要ないこと、勤務時間が柔軟であること」「保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくなること」「性別にかかわらず、職業を選択できるようにすること」などが上位に回答されている。

【女性が活躍するために必要な環境整備】



- 女性の参画を進めるべき職業や役職については「国、県や市町村議会の議員」が最多で、このほか「国、地方公共団体の女性管理職、女性職員」「県や市町村の首長（知事・市長等）」「国、地方公共団体の審議会等委員」の順となっている。
- 「女性活躍推進法」の内容を知っている人は2割程度と低い。
- 行政の施策への女性の意見については、4割が「反映されている」と回答している。

【行政施策への女性の意見の反映について】



【今後の課題】

- 女性の活躍促進に向けた男性、女性双方の意識改革の促進が必要です。
- 審議会等において男女のバランスに配慮し、女性の積極的な登用をはじめ、性別にとらわれない評価による職員の管理職への登用などの取組が必要です。
- 性別にかかわりなく、育児・介護の両立について、職場の支援制度を整えること、長時間労働が必要なく勤務時間が柔軟な働き方ができるとの促進が必要です。

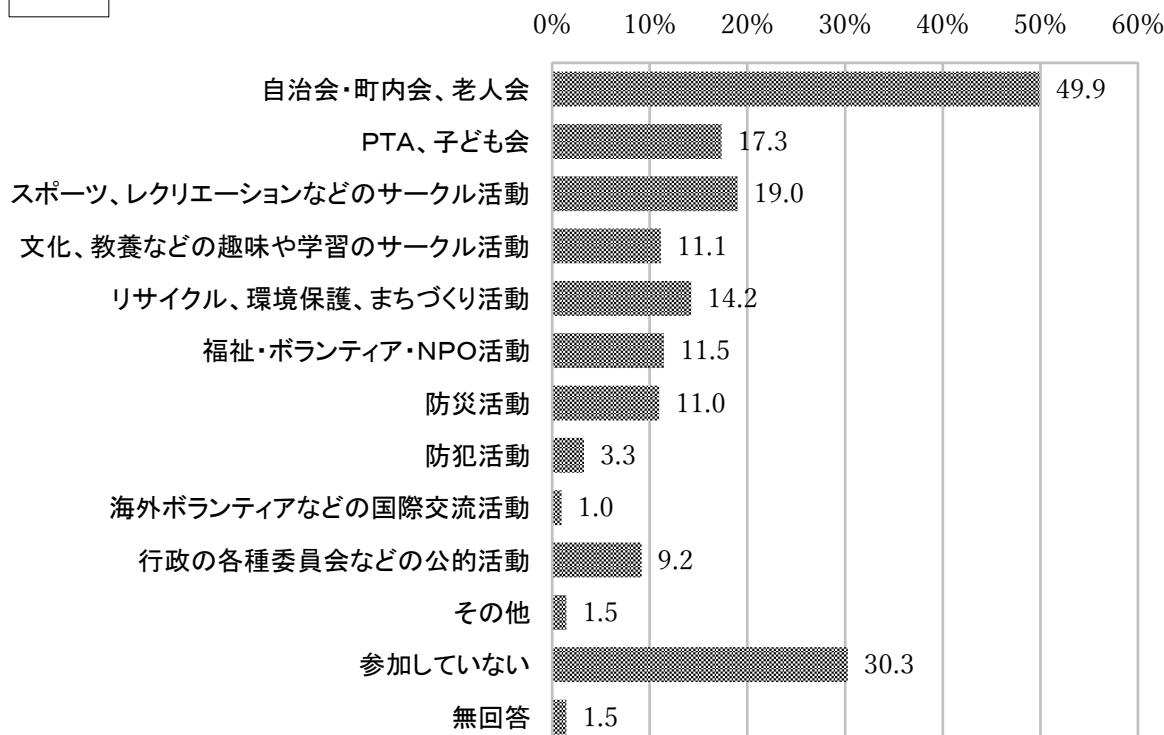
4 地域活動への参加状況

【市民アンケート調査結果より】

- 地域活動への参加は、「自治会・町内会」に半数が参加している。
- 地域活動に「参加していない」割合は、全体で3割近くを占めている。

【地域活動への参加状況】

N=611



- 防災・災害復興対策で強化すべき女性に関する取組について、「男女の違いや多様性に配慮したトイレや避難スペースなどの確保」「災害時に子どもや若い女性、高齢や障害のある女性へ配慮する」が上位に回答されている。
- 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる施策の充実」が上位に回答されている。

【今後の課題】

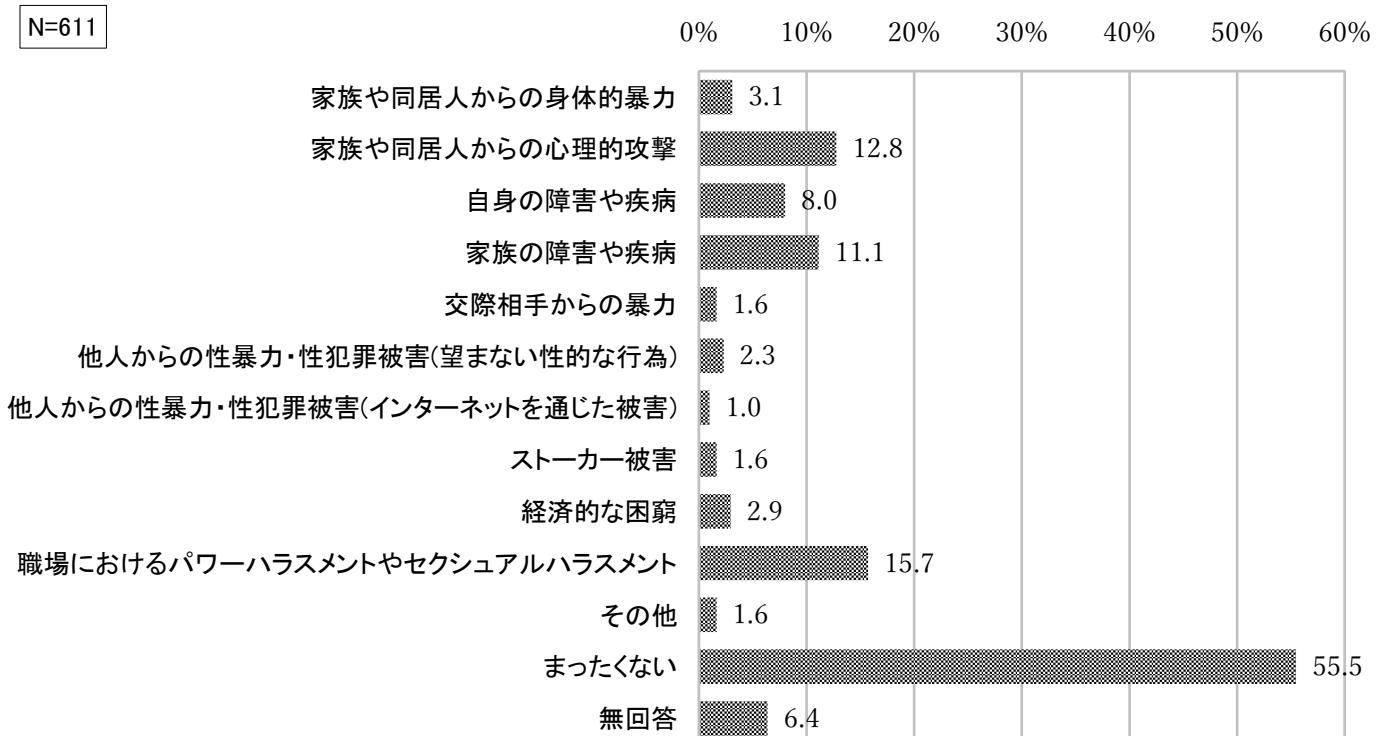
- 自治会、町内会やPTA、子ども会等、地域活動の場において、社会通念や慣習、しきたりにとらわれず、お互いが協力して地域活動ができるよう啓発に努めることが必要です。
- 防災対策への男女の違いや多様性に配慮した視点やニーズの反映が必要です。
- ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる施策の充実が必要です。

5 困難な問題を抱える女性への支援について

【市民アンケート調査結果より】

○困難な問題を抱えた経験については、約4割の人があると回答しており、その内容は「職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント」が最も多く、次いで「家族や同居人からの心理的な攻撃」「家族の障害や疾病」「自身の障害や疾病」と続いている。

【困難な問題を抱えた経験】



○問題の相談先としては「友人や知人」「家族や親族」「医療機関」「市役所・県などの公共機関」が多い。

○「どこ（だれ）にも相談しなかった」人が3割を占め、その理由としては「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていると思ったから」が最も多く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」などが続いている。

○今回、新たに施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は約1割の人が言葉の内容を知っていた。

【今後の課題】

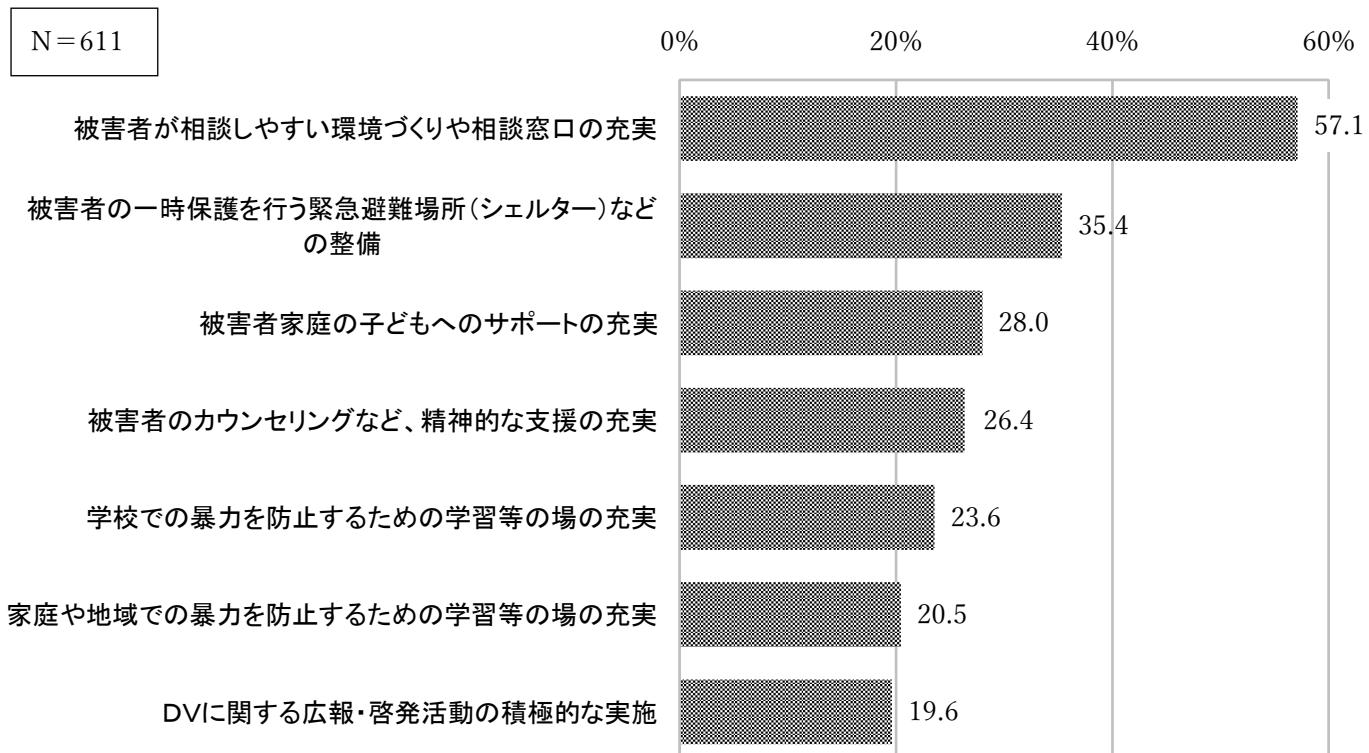
- 困難な問題を抱える人々の多様なニーズに対応できる支援体制の充実が必要です。
- 相談支援窓口の周知をはじめ、県の関係機関と連携して困難な問題を抱える人が相談しやすく、安心できる支援体制づくりが必要です。

6 男女間における暴力等の防止について

【市民アンケート調査結果より】

○DVに対する必要な取組について、「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」が最も多く、「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者家庭の子どもへのサポートの充実」「被害者のカウンセリングなど、精神的な支援の充実」が続いている。

【DVに対する必要な取組（上位項目抜粋）】



○男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「DVや虐待などについての相談しやすい体制づくり」が上位に回答されている。

【今後の課題】

- DV防止のための広報、啓発の充実をはじめ、家庭や学校、地域等における、幅広い年齢層を対象とした暴力防止のための啓発や教育の充実が必要です。
- 相談支援窓口の周知をはじめ、関係機関と連携してDV被害者等が相談しやすく、安心できる支援体制づくりが必要です。
- デートDVや虐待等、あらゆる暴力の防止に関して、様々な機会を通じた幅広い世代への広報、啓発の充実が必要です。

【3】第3次プランにおける取組内容と課題の整理

本市では、第3次プランに基づき、啓発や講座、研修会などの取組をはじめ、男女共同参画を推進するための様々な事業を実施してきました。それらの取組は、広報や啓発だけでなく学校教育や生涯学習部門、商工・労働部門、保健・福祉部門など、庁内横断的に取組を進めています。

これらの取組については、毎年度、美祢市男女共同参画審議会において進行管理を行い、問題点や課題をその後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第3次プランの「施策体系」における7つの基本目標ごとに、事業の進捗状況を踏まえ今後の取組の課題を整理しました。

(第3次)基本目標 1 人権の尊重と男女共同参画の推進				
評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 (令和7年度)	把握方法
人権教育ふれあい講座・リーダー講座参加者数	327人 (令和元年度)	360人	607人	生涯学習 スポーツ 推進課
社会全体において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	市民 15.5% 中高生 39.4%	増やす	市民 16.9% 中高生 25.5%	市民・ 中高生 アンケート
学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	市民 52.3% 中高生 64.1%	増やす	市民 52.9% 中高生 59.1%	市民・ 中高生 アンケート

【これまでの主な取組内容から見た今後の課題】

- 数値目標に関しては、「人権教育ふれあい講座・リーダー講座参加者数」が目標値360人に対して2倍近い607人となり目標を達成しています。広い会場の利用や、リモート会場を整備することで、より多くの受講に対応することができました。しかし、市内事業所からの参加者が少なく、周知の方法や取り上げるテーマ等を工夫する必要があり、市民が現存する様々な人権問題に対する理解を深め、共生社会の実現に向けた実践へつながるよう、引き続き参加促進に向けた働き掛けが必要です。
- 数値目標の社会全体が「男女は平等になっている」と思っている市民の割合は、微増していますが、中高生では減少しています。また、学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合は、微増していますが、中高生では減少しています。さらなる男女共同参画や人権に関する情報提供、啓発活動が必要です。
- 意識改革に向けた取組として、男女共同参画講演会を実施しました。男女共同参画講演会の受講者のアンケートでは、満足度が高く、ほとんどの方が男女共同参画への関心・理解度が深まったと回答し、ジェンダーやDVについてよくわかったという声が多く、講演会が気づききっかけとなったと考えられます。今後も意識の向上に努めることが必要です。
- 男女共同参画に関する用語の周知をはじめ、教科の学習や講演会等を通して、男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上に努めてきましたが、近年、インターネットやスマートフォンの急速な普及により、メディア・リテラシーの重要性が更に高まっており、多様なメディアから

発信される情報を誰もが適切に読み解き正しく理解できるよう、引き続き用語の周知や啓発活動が必要です。

- ・全ての小中学校において、人権(男女平等、異性への理解)に関わる道徳等の授業を実施しました。また、人権に関する参観授業も実施し、児童・生徒だけでなく保護者や地域の方々に、人権の大切さについて考える機会を提供しました。今後も、児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育に継続して取り組むとともにL G B T等をめぐる社会的課題や多様な情報の取り扱い方等について、教職員、児童生徒共に考えていく機会を設けることが必要です。

【今後の主な取組の方向性】

- 様々な人権課題に対応できるための、男女共同参画やメディア・リテラシーを含めた市民への継続的な人権意識の醸成
- 市内の学校及び、企業や事業所に向けて、男女共同参画や人権に関する情報提供、学校や企業等への訪問による人権教育、啓発活動の実施
- 「人権教育ふれあい講座・リーダー講座」や「男女共同参画講演会」の充実に向けた工夫や改善の実施
- L G B T等をめぐる社会的課題や多様な情報の取り扱い等について考える機会の創出

(第3次)基本目標 2 ワーク・ライフ・バランスの推進				
評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 (令和7年度)	把握方法
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や意味を知っている市民の割合	市民 69.0% 中高生 44.2%	増やす	市民 75.9% 中高生 60.7%	市民・中高生アンケート
「家族介護教室」延べ参加人数	324人 (令和元年度)	500人	246人 (令和6年度)	福祉課

【これまでの主な取組内容から見た今後の課題】

- ・数値目標としては、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や意味を知っている割合は、市民・中高生ともに増加しています。
- ・家族介護教室は、令和6年度に246人の参加がみられましたが、令和2年度以降新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった教室も多く、目標値には届きませんでした。引き続き、高齢者を介護している家族に対して、介護方法についての知識や技術を習得してもらうための教室を開催し、性別にかかわらず介護への参画を推進する必要があります。また、地域包括支援センターを中心とした、高齢者福祉に関する相談件数は複合的な課題を持つ事例が増え、長期にわたる事例も多くなっています。総合相談窓口の充実を図るとともに、関係機関と連絡調整を行う包括的な支援体制の強化が必要です。
- ・子育て支援については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者のニーズに合ったサービスの提供に努めてきました。引き続き、保護者のニーズに合わせた多様な子育て支援サービスの充実を図り、子育てと就労の両立支援に努めていく必要があります。
- ・「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証事業者数の増加に努めるとともに、研修会等の情報提

供を行いました。「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証事業者は、令和7年3月現在で17事業者となっており、引き続き認証事業者の増加に向けた啓発活動に取り組むとともに、「やまぐち女性の活躍推進事業者」の登録促進にも併せて取り組む必要があります。

- 放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な、又は連携による実施を推進するため、美祢市放課後子ども教室連絡会議を実施しました。各放課後子ども教室担当者、放課後児童クラブ担当者、地域連携教育担当教員が参加し、それぞれの立場から平日の放課後に全ての子どもたちを対象にした多様な体験活動を、安心・安全に実施できる方法について協議できました。放課後の子どもたちのよりよい居場所づくりをめざした協議や研修、情報共有を行い、放課後子ども教室と放課後児童クラブの相互理解や連携の強化を図ることができました。今後も継続していく必要があります。

【今後の主な取組の方向性】

- 子育て支援サービスの充実と子育てと就労の両立支援
- 性別にとらわれない介護への参加促進
- 放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携、放課後子ども教室の活動の充実に向けた情報の提供
- 「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証事業者数および「やまぐち女性の活躍推進事業者」の登録増加に向けた取組

(第3次)基本目標 3 働く場における男女共同参画の推進				
評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 (令和7年度)	把握方法
仕事の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	21.9%	増やす	28.5%	市民アンケート
やまぐち農林漁業ステキ女子登録者数（累計）	8人	増やす	13人	農林課

【これまでの主な取組内容から見た今後の課題】

- 仕事の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合は増加しており、これまでの取組の成果がでています。
- 宇部・美祢地域ステキ女子市内登録者数（女性新規農業就業者数）の累計は、令和2年度の8人から令和7年度の13人に増加しています。これは、女性の農業経営参画に関する研修会への参加促進や情報提供を行い、農林業等自営業における男女共同参画を促進した成果がでています。研修会を通して他市の女性農業経営者との情報交換等を行い、マルシェでは、他の出店者と交流やつながりをもつことができ、周知や販路拡大に繋げることができました。特に、本市の第1次産業就業者構成比は、県の平均を大きく上回っており、女性農業者の経営参画に関する研修会への参加促進や家族経営協定の周知など、引き続き推進する必要があるとともに、女性の新規農業就業者に対する支援を関係機関と連携していく必要があります。また、農林業等自営業における、女性の労働に対する適正な評価の促進と相互の意識改革に向け、研修会等の情報提供が必要です。
- 市のホームページへの通年掲載により、育児・介護休業制度等の普及啓発と取得率向上の推進に努めました。しかし、依然として個人の考え方によるところが大きく、男性の育児休業取得が浸透しな

い現状や男女共に介護休業が取りにくい現状がみられるため、引き続き普及啓発と取得率の向上に向けた企業等への働き掛けが必要です。

- ・男女雇用機会均等法等、雇用に関する法律や支援制度を周知し、労働条件の向上の促進に努めました。雇用の場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、今後も引き続き雇用に関する法律や支援制度の周知に努める必要があります。
- ・市広報紙や母子健康手帳交付時等を利用して、就労妊婦全員に厚生労働省雇用均等・児童家庭局「働きながらお母さんになるあなたへ」を活用し制度を紹介しました。また、「山口県イクメン手帳」を配布し、父親の育児や家事の参加を促しました。働きながら安心して生み育てられるよう、今後も引き続き勤労妊婦等の状況を把握し、必要な相談等の援助を継続的に実施していくことが必要です。
- ・各種ハラスメント等の防止に向け、担当部署や企業等との連携を図り、情報提供に努めました。今後も引き続き各種ハラスメントの防止に努めることが必要です。

【今後の主な取組の方向性】

- 市ホームページを活用した育児・介護休業制度や雇用に関する法律、支援制度等の周知啓発
- 就労中の妊婦の状況把握と相談支援
- 家族経営協定の周知、関係機関と連携した女性新規就農者への支援
- 女性の労働に対する適正な評価の促進、意識改革に向けた研修会等の情報提供
- ハラスメント防止対策の推進

(第3次)基本目標 4 あらゆる場における女性活躍の推進				
評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 (令和7年度)	把握方法
市の審議会等における女性委員の割合	22.9%	30%	29.3% (令和6年度)	関係各課
「女性活躍推進法」という言葉や意味を知っている市民の割合	54.8%	増やす	50.4%	市民アンケート

【これまでの主な取組内容から見た今後の課題】

- ・企業や各種団体等における方針決定過程への女性の積極的登用や人材の育成に向けて、市のホームページ等を活用した啓発に努めるとともに、各所属において関係団体への呼び掛けに努めてきましたが、企業や団体などの意思決定過程への女性の参画は十分とは言えず、更なる啓発活動の充実が必要です。
- ・美祢市の審議会等における女性委員の割合は、令和2年度の22.9%から令和6年度の29.3%と、目標の30%をほぼ達成している状態になっています。府内の推進本部会議や、府内所属長宛の推進本部長名（市長名）文書等で積極的な女性の登用を呼び掛け、毎年登用状況を調査するなど、市の施策や方針等の立案・決定への積極的な共同参画を推進した結果、女性の登用が促進され、第3次プランで設定した女性登用率の目標にあと少しで達成できるところまでけています。第4次プランでは、男女のバランスに配慮して引き続き女性登用を促進するため、推薦依頼する各団体に対して、

できる限りの呼び掛けを行い、公募委員については、更に広く周知を徹底し、応募しやすく会議に出やすい環境への配慮など、今後も目標達成を目指し引き続き女性委員の登用促進を図る必要があります。

【今後の主な取組の方向性】

- 女性の積極的登用や人材育成についての啓発や情報提供
- 男女のバランスに配慮した女性登用率の目標達成に向けた呼び掛けや周知の徹底

(第3次)基本目標		5 地域社会における男女共同参画の推進		
評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 (令和7年度)	把握方法
自治会などの地域社会活動の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	市民 29.6% 中高生 48.4%	増やす	市民 28.8% 中高生 47.2%	市民・中高生アンケート
防災出前講座の開催回数	3回 (令和元年度)	7回	15回 (令和6年度)	総務課
多文化共生事業参加者数 (外国人除く累計)	88人 (令和元年度)	260人	45人 (令和6年度)	行政経営課
介護予防のための「通いの場」(週1回以上開催)の数	11箇所 (令和元年度)	15箇所	13箇所 (令和6年度)	福祉課

【これまでの主な取組内容から見た今後の課題】

- ・自治会などの地域社会活動の場において「男女は平等になっている」と思っている市民・中高生の割合がともに、微減しています。地域活動の場が、社会通念や慣習、しきたりにとらわれず、誰もが参加しやすいものとなるよう、区長の選任に関して相談があった際は、性別にとらわれることなく選任するよう助言を行いましたが、区長の選任については、輪番制を導入している地区が多く、結果的に世帯主の男性が登用される割合が高いと想定されます。今後も地域活動における更なる女性の参画を促進していくことが必要です。
- ・防災出前講座の開催回数は、目標値の7回を令和6年度には15回と大きく上回っています。防災出前講座を通して、自助・公助の重要性の認識や声掛けによる早期避難を促すことにより、住民の防災意識の向上に努めました。また、防災対応力を向上・強化するためには、女性や子ども、高齢者等の要配慮者に配慮した避難所運営が必要です。そのためには、自主防災組織等の市民が参画した避難所運営マニュアルの策定に取り組み、安心できる避難所運営体制を検討していくことが必要です。
- ・高齢者がその知識や経験を十分に生かし、地域活動等における担い手となれるよう、老人クラブや地域住民グループに対し補助金を交付し、その活動を支援しました。介護予防教室終了後、住民が自主運営する「通いの場」が設置され、現在13箇所で運営されています。今後も「通いの場」の数を維持していくことが必要です。
- ・障害者の地域生活を支えるため、関係機関と連携を図りながら「障害者計画」や「障害福祉計画」

に基づいた障害者施策の推進を図りました。今後も、障害の有無にかかわらず、誰もが地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスの適切な利用促進に向けた継続的な支援が必要です。

- ・多文化共生事業に関して、教室外での市内行事やイベントへの参加などの活動を行うことで、参加意欲向上や認知度向上を図った結果、多様な参加者を増やすことができました。今後も継続的に事業を実施していく必要があります。

【今後の主な取組の方向性】

- 地域活動における更なる女性参画の促進
- 男女共同参画の視点による防災体制の構築
- 高齢者の社会参加や生きがいづくりのための場の促進
- 障害福祉サービスの適切な利用促進に向けた支援
- 多様な価値観や文化に触れ、互いを認める心や態度を育成する国際交流や国際理解の取組の推進

(第3次)基本目標 6 生涯を通じた健康づくりの推進				
評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 (令和7年度)	把握方法
育児学級の参加率	65.1% (令和元年度)	70.0%	32.7% (令和6年度)	健康増進課
がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん）受診率の平均値	10.2% (令和元年度)	11.8%	8.7% (令和6年度)	健康増進課

【これまでの主な取組内容から見た今後の課題】

- ・がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん）受診率の平均値は、目標値に届きませんでした。特に、乳がん検診の専門的な技術を有する放射線技師は限られており、早期配置は困難ですが、引き続き女性専門職員のみによる実施体制の確立を目指すことが必要です。
- ・特定健康診査の受診料自己負担分の無料化を令和元年度から実施し、同時にパンフレットやポスター等による広報を強化しました。今後も、病気の早期発見、早期治療を促し、市民がいつまでも健康でいきいきと暮らせるよう、がん検診と連携し受診率の更なる向上を図ることが必要です。

【今後の主な取組の方向性】

- 受診率向上に向けた広報の強化、がん検診との連携

(第3次)基本目標 7 あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進				
評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 (令和7年度)	把握方法
「DV防止法」という言葉や意味を知っている市民の割合	87.3%	増やす	87.9%	市民アンケート

【これまでの主な取組内容から見た今後の課題】

- 「DV防止法」という言葉や意味を知っている市民の割合は、微増しています。窓口に啓発用リーフレットを配置し、あらゆる暴力の防止に関する法律や制度の周知を図りました。しかし、市広報紙や美祢市有線テレビ(MYT)を活用しての周知ができなかったため、さらなる周知を図ります。また、インターネット、SNSなどの普及による精神的な暴力被害など、時代の変化に伴う新たな課題にも対応するため、今後も継続的に防止、根絶のための啓発活動が必要です。
- DVの被害者でどこ(だれ)にも相談しなかった市民の割合は、半数から3割へと大きく減少しています。これは、市の広報紙やホームページを活用して相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、市における相談体制の充実を図り、また、国や県の研修等を活用し、相談従事者等の資質の向上を図った成果がでています。DVをなくすためには、被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実が最も重要であることから、引き続き研修への参加促進をはじめ、相談従事者の資質の向上を図ることが必要です。また、関係機関等との連携を強化し、情報を共有することにより、各種制度を活用し、暴力被害者等の相談者の安全を確保した上で自立を促す取組が必要です。

【今後の主な取組の方向性】

- 市の多様な広報媒体を活用した関係法律等の周知
- 相談窓口の更なる周知と関係機関等との連携強化
- 研修等を活用した相談従事者の資質向上

【4】本市の主な課題のまとめ

市民・中高生アンケート調査及びこれまでの取組等から見た課題を整理します。

1 人権の尊重と男女共同参画意識の醸成

- 市民アンケート調査結果では「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」や「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」については、「反対意識」が「賛成意識」を上回るもの、年齢が上がるほど「賛成意識」が高くなる傾向にあります。このような「男は男らしく、女は女らしく」に代表される固定的な性別役割分担意識や無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭に向けた継続的な意識啓発が必要です。また、性別や年齢によって意識差が大きいことから、性別や年齢、職業など属性ごとに効果的な啓発や情報発信の方法を検討していく必要があります。
- 近年のインターネットやスマートフォンの普及により、SNSで発信された情報について、人権侵害がされることがないよう呼び掛けるなど、不確かな情報やデマの拡散防止につながるメディア・リテラシーの向上に努めています。今後も、性別の固定的なイメージや役割分担にとらわれず、様々な人をバランスよく表現するなど、男女共同参画の視点に立ち、受け手のメディア・リテラシーを意識しながら、内容が正確に伝わるよう継続的な情報発信、啓発活動が必要です。
- 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては、「学校での男女共同参画についての教育を充実する」が上位にきています。今後も継続的な学校における学習機会の提供が必要です。
- 「性的マイノリティ（LGBT）」については、市民の6割近くがその内容や意味を知っています。中高生でも4割近くが知っています。LGBT等への配慮を含む人権の尊重と、男女共同参画社会の実現に向けた分かりやすい意識啓発の推進が必要です。

2 誰もが働きやすい職場環境

- 市民アンケート調査結果では、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては、「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」が最多で、次いで「育児や介護に対する支援体制の整備・充実」が続いています。また、女性が活躍するために必要な環境整備については「育児・介護の両立について、職場の支援制度が整っていること」が最多で、このほか「長時間労働が必要ないこと、勤務時間が柔軟であること」「保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくなること」「性別にかかわらず、職業を選択できるようにすること」などが上位に回答されています。働く場においては、性別にとらわれない雇用や、育児・介護の両立のための就業環境の整備をはじめ、労働時間短縮や柔軟な働き方に向けた事業所等への働き掛けが必要となっています。
- 「セクシュアルハラスメント」については、8割以上がその内容（意味）を知っており、働きやすい職場という視点からも、ハラスメント行為は人権侵害であるという意識の啓発と、その予防対策の促進が必要です。

3 女性が活躍できる社会づくり

○市民アンケート調査結果では「政治経済活動の場」において「男性優遇意識」は過半数を占め、特に「男性の方が非常に優遇されている」割合が高くなっています。また、政治や行政、企業や団体などの政策・方針決定の過程に女性の参画が少ない理由として「組織自体が男性優位に運営されている」をはじめ、「家庭、地域、職場における固定的な性別役割分担意識」「女性の意欲が不十分」などが上位に回答されています。女性の参画を進めるべき職業や役職については「国、県や市町村議会の議員」が最多で、このほか「国、地方公共団体の女性管理職、女性職員」「県や市町村の首長（知事・市長等）」「国、地方公共団体の審議会等委員」の順となっています。本市の令和7年度における、市の審議会等の女性委員の割合は3割弱となっています。また、行政の施策への女性の意見については、4割が「反映されている」と回答しています。男性、女性それぞれの意識の改革を促進する取組が必要であるとともに、さらに、審議会等における男女のバランスのとれた登用や性別にとらわれない適正な評価の促進と相互の意識改革が必要です。

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

○市民アンケート調査結果では、女性が結婚や妊娠・出産・介護などの節目の働き方については、実際に選んだ働き方も、望ましい働き方も、男女共に「勤務条件などを変えずにずっと働く（育児休業や介護休業等の取得を含む）」が最も多くなっていますが、割合をみると、実際に選んだ働き方よりも望ましい働き方の方が高くなっています。そのため、性別にかかわらず育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備が必要です。

○市民アンケート調査結果では、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては、「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」が最多で、次いで「育児や介護に対する支援体制の整備・充実」が続いています。また、女性が活躍するために必要な環境整備として「保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくなること」「長時間労働の必要がないこと、勤務時間が柔軟であること」「性別にかかわらず、職業を選択できるようにすること」などが上位に回答されています。働く場においては、性別にとらわれない雇用や、育児・介護の両立のための就業環境の整備をはじめ、労働時間短縮や柔軟な働き方に向けた事業所等への働き掛けが必要となっています。

○男性が家事や育児に参加するためには「夫婦や家族間でよく話し合うこと」をはじめ「労働時間短縮や育児・介護等の休暇制度の普及」「男性が家事・育児等に参加することへの抵抗感をなくす」などが必要とされていることから、男性の労働時間の短縮と家事や育児等への参加と理解の促進、意識の改革に向けた取組が必要です。

5 あらゆる暴力を許さない意識づくり

○市民アンケート調査結果では、DVに対する必要な取組について、「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者家庭の子どもへのサポートの充実」「被害者のカウンセリングなど、精神的な支援の充実」などが求められており、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「DVや虐待などについての相談しやすい体制づくり」が上位に回答されています。相談支援の充実とDV被害者等が安心できる支援体制づくりの推進が必要です。

6 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりの推進

○市民アンケート調査結果では、地域活動への参加は、「自治会・町内会」に半数が参加しています。地域活動に「参加していない」割合は、全体で3割近くを占めており、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

○防災・災害復興対策で強化すべき女性に関する取組について、「男女の違いや多様性に配慮したトイレや避難スペースなどの確保」「災害時に子どもや若い女性、高齢や障害のある女性へ配慮する」が多くみられます。これから防災対策については、女性や高齢者・障害者の視点やニーズの反映が欠かせません。

○本市では「美祢市健康増進計画（いきいき健康みね21）」において、全ての年齢層の男女を対象とした健康づくりに取り組んでいます。今後も引き続き、がん検診等の受診率の向上や特定健康診査の受診勧奨をはじめとした男女の健康づくりの支援等について、継続的な取組が必要です。

○男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる施策の充実」が上位に回答されています。高齢者や障害のある人等も安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、環境を整備することが必要です。

○困難な問題を抱えた経験については、約4割の人があると回答しています。その内容は「職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント」が最も多く、次いで「家族や同居人からの心理的な攻撃」「家族の障害や疾病」「自身の障害や疾病」と続いている。また、問題の相談先としては「友人や知人」「家族や親族」「医療機関」「市役所・県などの公共機関」が多くなっています。困難な問題を抱えた経験のある人のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」人が3割を占め、その理由としては「相談しても無駄だと思ったから」が最も多く、次いで「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思ったから」などが続いている。困難な問題を抱えた人々への支援を実施できるように専門性の向上を図り、連携体制の整備を推進することが必要です。

第4章 プランの基本的な考え方

【1】基本理念と基本目標

1 基本理念

基本理念については、策定当初から「～認めあい 支えあい ともに歩むまち美祢～」と定め、「第3次プラン」では7つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

令和7年3月には、本市の政策の最上位計画である「第二次美祢市総合計画後期計画」を策定し、まちの将来像を「若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く 誇れる郷土・秋吉台のまち」と定め、人権や男女共同参画の施策の基本方針として「互いに認め 支え合えるまちづくり」を掲げています。

これは、市民をはじめ多様な主体との協働により、誰もが認めあえる社会をつくるために、市民一人一人の意識改革による社会全体への人権意識と、男女共同参画意識の浸透を目指して定めたものです。

策定当初に定めた基本理念は、この「第二次美祢市総合計画後期計画」における基本方針の考え方と同じ方向性であることから、本プランにおいても、この基本理念を継続し、性別にかかわらず、一人一人の個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

● 基 本 理 念 ●

～ 認めあい 支えあい ともに歩むまち美祢～

2 基本目標

「第3次プラン」においては、7つの基本目標に基づき、それぞれに基本施策を掲げ、施策を推進してきました。本プランでは、目指すまちの将来像として定めた「基本理念」の実現に向けて、国、県の動きや本市における社会的背景の変化、新たな課題等を踏まえ、改めて6つの「基本目標」を定めます。その「基本目標」に基づいて、それぞれに「基本施策」を定め、個別の取組を推進します。

個別の取組については、これまで実行してきた事業を今一度見直し、現状に合わせて見直しや新たな事業の追加など、情報や環境の変化に応じた取組を推進します。

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画の推進

男女共同参画意識の浸透に向けて、一人一人の個性を尊重した意識づくりを引き続き推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。また、人権と男女共同参画の視点に立った教育を推進するとともに、家庭や地域においても、生涯学習などを通じて、多様な学習機会の充実を図ります。

基本目標2 働く場における男女共同参画の推進（美祢市女性活躍推進計画）

働く場において、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、性別による格差の解消や労働条件の改善、ハラスメント対策など、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。

基本目標2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

基本目標3 あらゆる場における女性活躍の推進（美祢市女性活躍推進計画）

社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程の場において、女性の参画を促進するとともに、女性の能力発揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。

基本目標3を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進（美祢市女性活躍推進計画）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた取組を推進し、男女が共に家事や育児、介護に参加することができる環境づくりや子育て支援、介護支援の充実に取り組みます。

基本目標4を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

基本目標5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止・根絶に向けた取組の推進 (美祢市DV防止基本計画) (美祢市困難女性支援基本計画)

様々な機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

基本目標5を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく「市町村基本計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

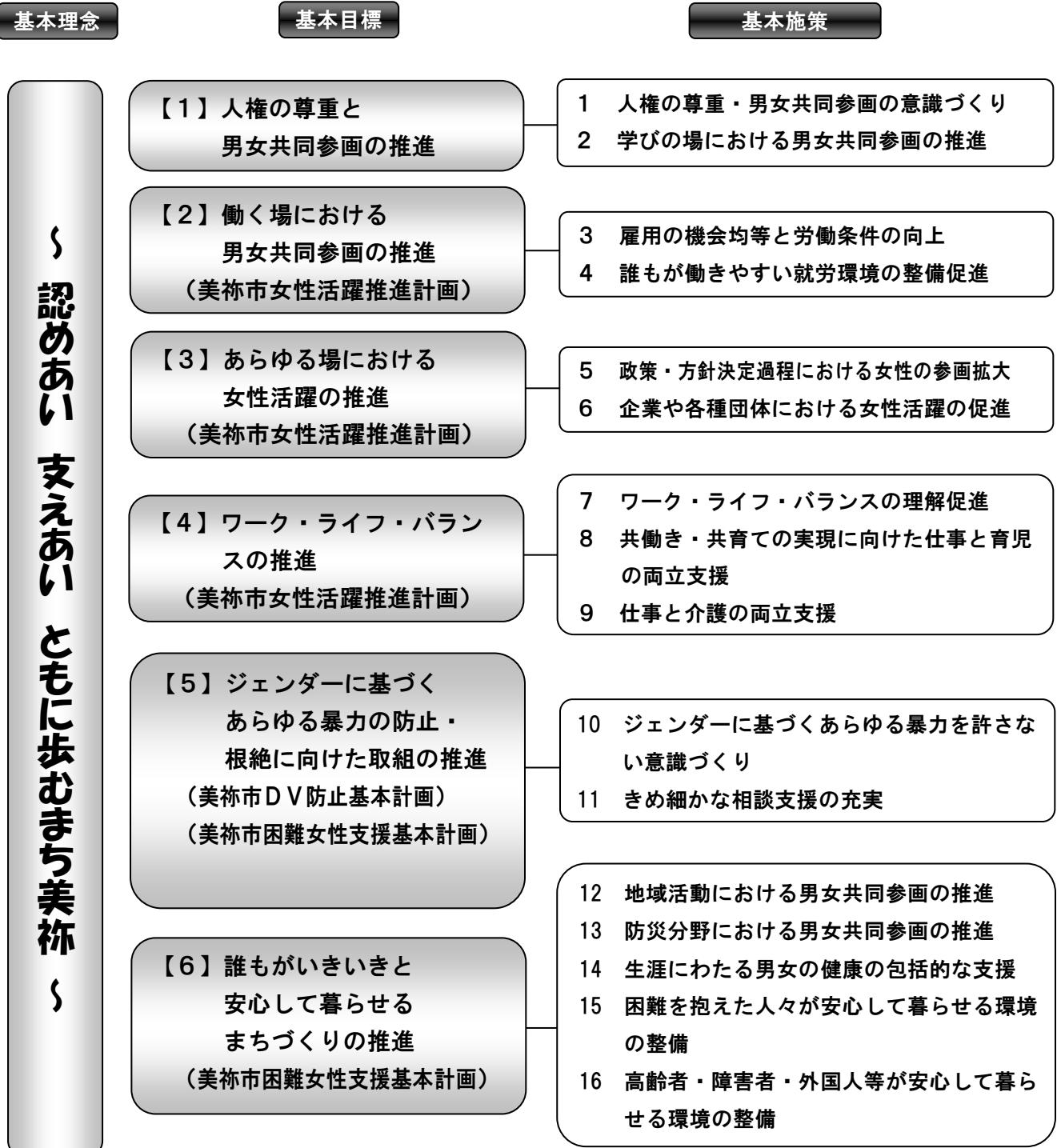
基本目標6 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりの推進 (美祢市困難女性支援基本計画)

誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、様々な機会を通じて地域活動への支援に努めるとともに、防災活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上を目指します。また、地域福祉や国際交流の推進を図り、地域共生社会の実現を目指します。

さらに、性別や年齢にかかわらず、誰もが活躍できる男女共同参画社会を実現していくためには、日頃からの心身の健康づくりが大切です。誰もが生涯にわたり健やかに過ごせるよう、健康づくりへの支援を推進します。

基本目標6を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

【2】施策の体系



※基本目標2～4を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

※基本目標5を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

※基本目標5、6を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

第5章 プランの内容

【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の推進

基本施策1 人権の尊重・男女共同参画の意識づくり

一人一人の個性を尊重し、相手を思いやり、認めあいながら人権を尊重する社会の実現に向けて、多様な広報媒体※を活用した啓発や情報の提供を行います。また、人権施策を推進するリーダーの養成に努めます。

男女共同参画社会への理解を促進するため、広く情報を収集するとともに、多様な広報媒体を活用した情報の提供や継続的な広報活動による啓発の推進に努めます。

※ 多様な広報媒体：
市報・市ホームページ・
美祢市有線テレビ(MYT)・
SNS・防災行政アプリ・
ポスター・チラシ 等のうち
適切なもの

取組名	取組内容	担当課
広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">○県やその他団体等が主催する人権や男女共同参画に関する学習会、研修会等の情報を公民館や市の関係施設を通じて広く提供するとともに、市の多様な広報媒体を活用し、市民への周知を図ります。○性の多様性に配慮した情報提供（県パートナーシップ宣誓制度の周知を含む）を行い、意識啓発を推進します。	福祉課
メディア・リテラシー意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">○テレビやインターネット等、多様なメディアから発信される映像や表現等の情報を、誰もが適切に読み解き正しく理解できるよう、市の多様な広報媒体を活用し、メディア・リテラシーに関する用語の周知や意識の啓発に努めます。○市の多様な広報媒体の作成において、固定的な性別役割分担意識を助長する表現や写真等の点検・見直しを行い、ジェンダー平等の視点に立った情報発信を推進します。	福祉課 関係各課
人権教育・男女共同参画のリーダー養成	<ul style="list-style-type: none">○「美祢市人権教育ふれあい講座・リーダー講座」等、男女共同参画をはじめ様々な人権課題に関する講座を開催するとともに、情報を広く市民に周知し、男女共同参画を含めた人権教育のリーダーの養成に努めます。○国や県等からの研修会や学習会の案内を周知するとともに、日本女性会議や人権教育ふれあい講座等への参加、市の男女共同参画講演会の開催を通じて、リーダーの養成に努めます。	生涯学習スポーツ推進課 福祉課

意識改革の促進	○市の多様な広報媒体を活用して「男女共同参画社会」についての理解を促進し、市民への男女共同参画意識の向上に努めるとともに、市民意識調査等を通じて市民意識の把握に努めます。	福祉課
固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識啓発	○人々の中にある固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等による悪影響が生じないよう、意識啓発に努めます。 ○市の多様な広報媒体を制作するにあたり、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に資するよう、また、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせないよう、ガイドラインを作成し職員の意識啓発に努めます。	福祉課

基本施策2 学びの場における男女共同参画の推進

児童・生徒が、その個性や能力を十分に發揮できるよう、人権や男女共同参画についての学習の充実により、理解の促進に努めます。また、地域、職場、家庭などあらゆる場や機会を通じて、広く市民への男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。

取組名	取組内容	担当課
地域・学校における学習機会の提供	○全ての小中学校において、人権に関する参観授業を実施し、児童・生徒だけでなく保護者や地域住民等に、人権の大切さについて考える機会を提供します。 ○児童会や生徒会の活動、道徳の授業、人権の図書コーナーの設置など、各学校で工夫した取組を通じて、児童・生徒の人権意識の醸成を図ります。 ○児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育に取り組むとともに、L G B T 等性的マイノリティ（性的少数者）などの社会的課題や多様な情報の取り扱いについて考える機会を設け、お互いの性を尊重する意識づくりに努めます。 ○市内の公民館において開催する「人権教育講演会」を支援し、地域の学習機会の提供に努めます。 ○「美祢市人権教育ふれあい講座・リーダー講座」等の充実に向けた工夫や改善を行うとともに、市内の学校及び、企業や事業所に向けて、男女共同参画や人権に関する情報提供、学校や企業等への訪問による人権教育、啓発活動に努めます。	学校教育課 福祉課 生涯学習スポーツ推進課

【基本目標2】働く場における男女共同参画の推進

(美祢市女性活躍推進計画)

基本施策3 雇用の機会均等と労働条件の向上

雇用の場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、雇用に関する法律や様々な制度について、市民や企業等への周知に努めます。

取組名	取組内容	担当課
育児・介護休業制度や柔軟な働き方の普及啓発	<ul style="list-style-type: none">○市の多様な広報媒体を活用して、育児・介護休業制度や柔軟な働き方の普及啓発と取得の促進に努めます。○(一事業所として) 美祢市の職員に対し、育児休暇や仕事と育児の両立支援等の制度周知と、制度を利用しやすい職場風土の醸成に努めます。	商工労働課 総務課

基本施策4 誰もが働きやすい就労環境の整備促進

各種ハラスメント防止対策など、働きやすい職場環境の整備を促進します。また、農業や自営業等における男女共同参画を促進するため、家族経営協定締結の働き掛けや情報提供に努めます。

取組名	取組内容	担当課
ハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○各種ハラスメント等の防止に向け、国や県からのリーフレットやポスターなどを活用し情報提供に努めます。○(一事業所として) 美祢市の職員に対し、各種ハラスメント等の防止に取り組み、ハラスメントを発生させない・許さない職場づくりを目指します。	商工労働課 総務課
家族経営協定締結に関する周知と女性新規農業就業者支援	○家族経営協定についての周知に努めるとともに、関係機関と連携して、女性新規農業就業者に対する支援を行います。	農林課
女性の労働に対する意識改革の促進	○性別にとらわれない適正な評価の促進と相互の意識改革に向け、研修会等の情報提供を行います。	商工労働課

【基本目標3】あらゆる場における女性活躍の推進

(美祢市女性活躍推進計画)

基本施策5 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

政策や方針決定過程の場において、女性の参画機会が充実し、その個性と能力を十分に發揮できるよう努めるとともに、府内においても、審議会等における女性委員選任割合の向上を図ります。

取組名	取組内容	担当課
審議会等委員への女性登用の促進	<ul style="list-style-type: none">○府内の審議会等における委員等改選に当たっては、男女のバランスに配慮し、審議会等委員への女性の登用を促進します。○男女のバランスの取れた公募委員の確保に向け、広く周知し、応募しやすく、会議に参加しやすい環境の整備に努めます。	関係各課 (福祉課)
意思決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none">○「美祢市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」で目標としている女性登用率の達成に向け、職員の採用や管理職への登用など、意思決定過程への女性の参画拡大に努めます。	総務課

基本施策6 企業や各種団体における女性活躍の促進

方針決定過程の場への女性の積極的な登用や人材の育成に向けて、市の多様な広報媒体を活用した周知及び啓発に努めます。

取組名	取組内容	担当課
女性の登用や人材育成の促進	<ul style="list-style-type: none">○企業や各種団体等における方針決定過程への女性の積極的登用や人材の育成に向けて、市の多様な広報媒体を活用した啓発に努めます。	商工労働課

【基本目標4】ワーク・ライフ・バランスの推進

(美祢市女性活躍推進計画)

基本施策7 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報提供や普及に向けた啓発に努めます。

取組名	取組内容	担当課
企業等を対象とした啓発の推進	○「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証事業者数や「やまぐち女性の活躍推進事業者」の登録事業者数の増加に向けて、市のホームページで各事業者を紹介することで企業等への啓発を推進します。	福祉課
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	○市の多様な広報媒体を活用して、男女共同参画に関する研修会等の情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めます。	商工労働課

基本施策8 共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援

誰もが、仕事と子育ての家庭生活を両立できるよう、男性が家事や育児をすることへの理解や参加を促進するとともに、仕事と子育ての両立を支援する体制の充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
子育て支援の充実	○母子健康手帳交付時に、働く女性の妊娠・出産・育児について法律で定めていることやハラスメントの相談先などをパンフレットにした「働きながらお母さんになるあなたへ」を活用して制度等を紹介するとともに、勤労妊婦の状況を把握して、必要に応じて相談等の支援を行います。 ○安心して子育てができるよう、妊婦教室や育児教室を開催します。 ○乳児保育や延長保育、一時保育、障害児保育、病児保育等、保護者のニーズに応じた保育サービスを充実し、子育てと就労の両立支援に努めます。 ○放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携し、平日の放課後や休日等に地域住民の参画を得て、学習活動や体験活動等を行い、児童の豊かな成長につなげます。 ○放課後子ども教室の活動が充実するよう、情報提供に努めます。	健康増進課 子育て支援課 生涯学習 スポーツ推進課

基本施策9 仕事と介護の両立支援

誰もが、仕事と介護などの家庭生活を両立できるよう、性別にとらわれることなく、介護をすることへの理解や参加を促進するとともに、仕事と介護の両立を支援する体制の充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
性別にとらわれない介護への参加促進	○高齢者を介護している家族に対し、介護方法についての知識や技術を習得する教室を開催し、性別にとらわれない介護への参画を促進します。	福祉課

【基本目標5】ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止・根絶に向けた取組の推進

(美祢市DV防止基本計画) (美祢市困難女性支援基本計画)

基本施策10 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を許さない意識づくり

多様な広報媒体を活用して、幅広い年齢層を対象に、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を防止、根絶するための意識啓発の推進や学習機会の充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

取組名	取組内容	担当課
ジェンダーに基づくあらゆる暴力に関する情報や学習機会の周知	<ul style="list-style-type: none">○市の多様な広報媒体を活用し、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止に関する法律の周知や正しい知識の普及、また研修会などの学習機会の情報提供を行い、意識啓発を推進します。○若い恋人同士のDV（いわゆるデートDV）の実態や防止方法について周知することによって、若年層への意識啓発を推進します。	福祉課 学校教育課

基本施策11 きめ細かな相談支援の充実

関係機関と連携して、相談窓口の周知や被害者の自立支援など、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○市の多様な広報媒体を活用し、暴力被害や虐待等についての相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、適切な相談支援に努めます。○相談員の研修やセミナー等への参加を促進し、資質向上に努めます。	福祉課

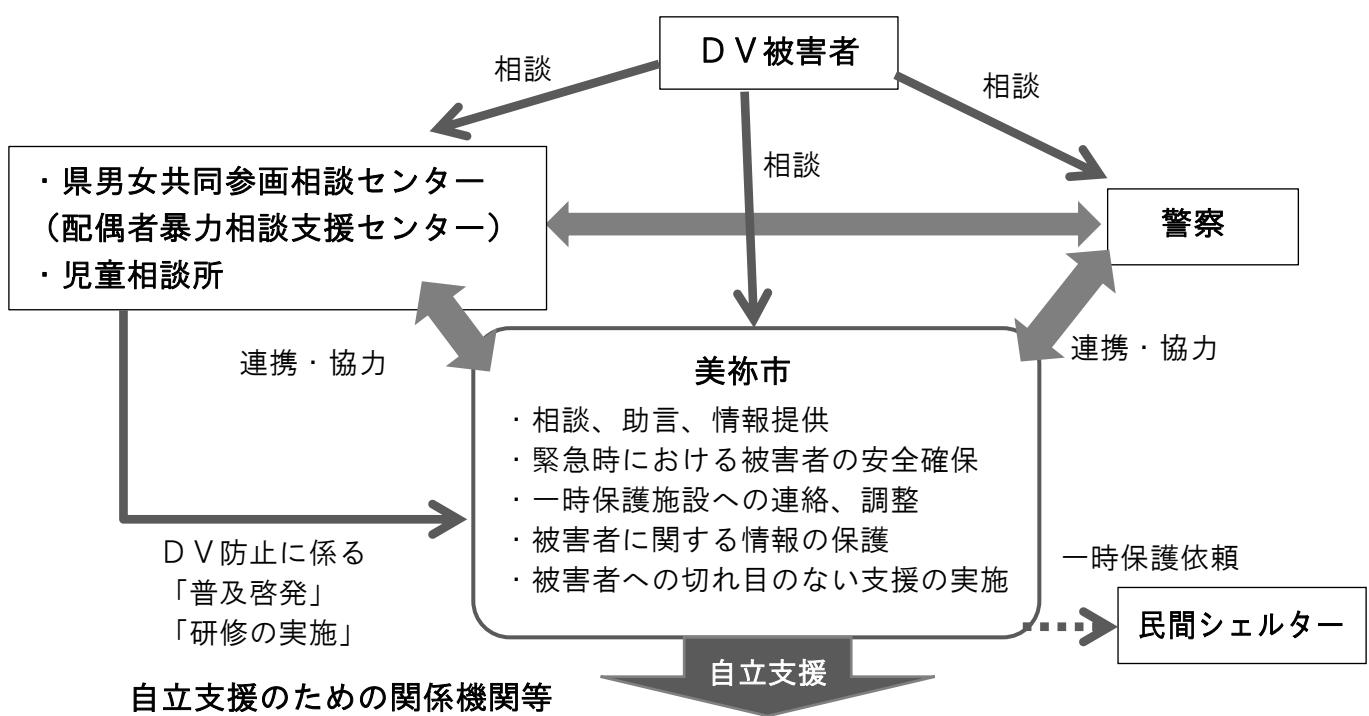
●配偶者からの暴力に関する相談【相談窓口】

名称	所在地	電話番号
山口県男女共同参画相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	〒753-0056 山口市湯田温泉 5-1-1 山口県婦人教育文化会館内	相談専用 083-901-1122 DVホットライン（緊急用） 0120-238122
市町名	担当窓口名	電話番号
美祢市	市民福祉部福祉課	0837-52-5227

●性犯罪被害等の相談【相談窓口】

名称	担当機関	電話番号
やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお	山口県男女共同参画相談センター	083-902-0889
県警レディース・サポート 110	山口県警察本部	#8103 または 0120-37-8387

【参考／DV被害者への支援体制】



自立支援のための関係機関等

《市関係機関》

市民課	・住民基本台帳閲覧規制 ・国民健康保険、年金手續
福祉課	・生活保護 ・障害者支援 ・高齢者支援
子育て支援課	・ひとり親生活支援 ・保育所
健康増進課	・健康相談、心のケア
教育委員会事務局	・就学手続、安全対策
建設課	・市営住宅

《心理的・医療的ケア》

・医療機関 ・健康相談 ・家庭児童相談

《法的手続き》

地方裁判所	・保護命令
法テラス	・法的相談 ・弁護士紹介

《その他》

・就労支援(ハローワーク)など

【基本目標6】誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりの推進

(美祢市困難女性支援基本計画)

基本施策12 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動の場において、性別にかかわらず誰もが主体的に参画できるよう啓発に努めるとともに、女性役員の登用を促進します。

取組名	取組内容	担当課
地域活動における女性の参画拡大	○自治会、町内会やPTA、子ども会等、地域活動の場において、社会通念や慣習、しきたりにとらわれず、お互いが協力して地域活動ができるよう啓発に努めるとともに、女性の参画を促進します。	関係各課 (地域振興課) (生涯学習スポーツ推進課)

基本施策13 防災分野における男女共同参画の推進

防災活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上に取り組むとともに、男女共同参画の視点や新しい生活様式を踏まえた避難所運営体制を構築します。

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の視点による防災体制の構築	○「美祢市地域防災計画」に基づき、男女共同参画の視点及び災害発生時の避難生活における良好な生活環境の確保を図ることにより、新しい生活様式を踏まえた避難所運営体制の構築を目指します。 ○女性消防団員の育成に取り組み、女性消防団員が活動しやすい環境づくりに努めます。	総務課 消防本部

基本施策 14 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

誰もが生涯にわたって健康に心豊かに暮らせるよう、「美祢市健康増進計画（いきいき健康みね 21）」に基づき生涯にわたる男女に応じた市民の健康づくりを包括的に支援します。

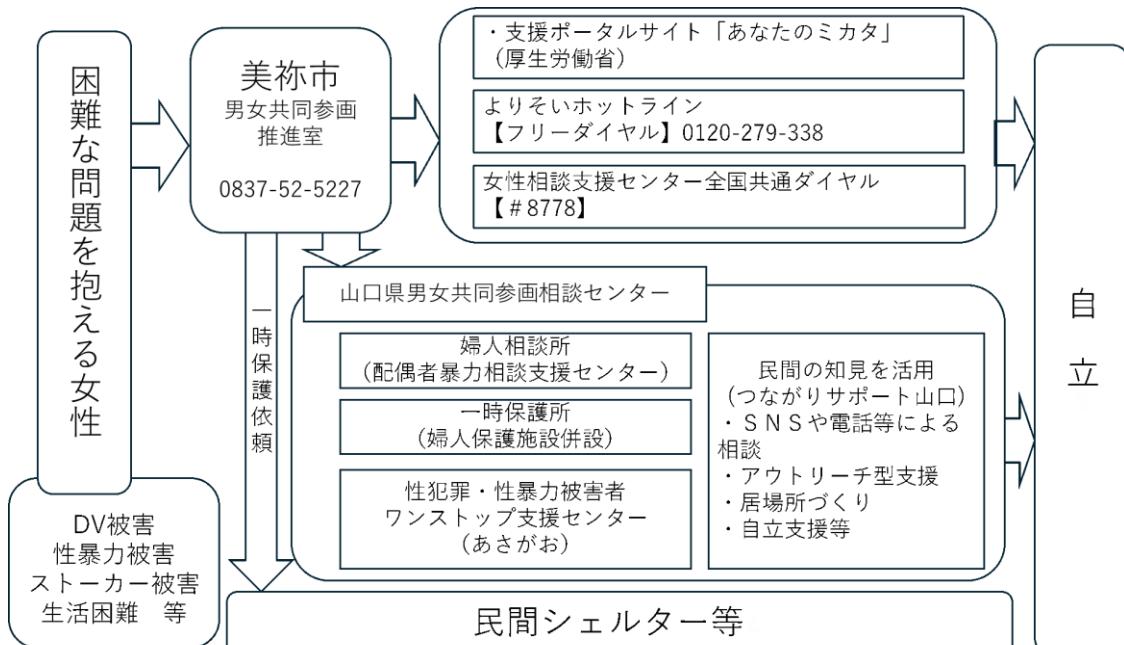
取組名	取組内容	担当課
がん対策・生活習慣病予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○がん対策・生活習慣病の予防に向けて、がん検診や特定健康診査についてパンフレットやポスター等による周知を強化するとともに、未受診者に対して、はがきの送付等による受診勧奨を行います。 ○集団検診で栄養指導を行い、生活習慣病予防の充実を図ります。 ○市立病院において、受検したくなる乳がん検診を目指し、検診スタッフや撮影方法などの検討を行います。 	健康増進課 市民課 病院事務局

基本施策 15 困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

困難を抱えた人々が安心して暮らすことができるまちづくりに取り組むとともに、支援を実施できるように専門性の向上を図り、連携体制の整備を推進します。

取組名	取組内容	担当課
多様なニーズに対応できる支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑・多様化する困りごとに応じたため、相談窓口や関係機関の関係者の横の連携を深め、必要に応じて他分野の相談機関やサービスへつなげることができる体制を構築します。 	福祉課
相談窓口の周知と予防啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○市の多様な広報媒体を活用し、困難な問題を抱える女性に対して包括的な支援を実施できるよう相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、適切な予防支援に努めます。 	福祉課

【困難な問題を抱える女性の支援】



基本施策 16 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障害のある人、外国人も安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、また誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、環境を整備します。

取組名	取組内容	担当課
高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進	<ul style="list-style-type: none">○「美祢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉を推進するとともに、高齢者がその知識や経験を十分に生かし、地域活動等における担い手となれるよう、老人クラブや地域住民グループを支援し、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進します。○市の多様な広報媒体を使った会員募集の広報等、シルバー人材センターへの支援を行います。	福祉課 商工労働課
障害者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none">○障害の有無にかかわらず、誰もが地域で安心して生活できるよう「美祢市障害者計画」に基づき、「地域共生社会」の実現に向けて障害者福祉の推進を図ります。○「美祢市障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害のある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、提供する体制やサービスを確保するための方策等を検討して、障害福祉サービスの充実を図ります。	福祉課
多文化共生のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">○グローバル化の流れが進む中で、多様な文化や価値観や文化の違いを認め合う、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。	行政経営課

第6章 数値目標の設定

基本施策	評価項目	現状値 (令和7年度)	目標値 令和12年度	把握方法
【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の推進				
1	人権教育ふれあい講座・リーダー講座参加者数	607人	650人	生涯学習 スポーツ 推進課
1	社会全体において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	市民 16.9% 中高生 25.5%	市民 50% 中高生 50%	市民・ 中高生 アンケート
2	学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	市民 52.9% 中高生 59.1%	市民 75% 中高生 75%	市民・ 中高生 アンケート
【基本目標2】働く場における男女共同参画の推進（美祢市女性活躍推進計画）				
3	仕事の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	28.5%	50%	市民 アンケート
4	やまぐち農林漁業ステキ女子登録者数（累計）	13人	15人	農林課
【基本目標3】あらゆる場における女性活躍の推進（美祢市女性活躍推進計画）				
5	市の審議会等における女性委員の割合	29.3% (令和6年度)	33%	関係各課 (福祉課)
6	「女性活躍推進法」という言葉や意味を知っている市民の割合	50.4%	75%	市民 アンケート
【基本目標4】ワーク・ライフ・バランスの推進（美祢市女性活躍推進計画）				
7	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や意味を知っている市民の割合	市民 75.9% 中高生 60.7%	市民 90% 中高生 75%	市民・ 中高生 アンケート
8	育児学級の参加率	32.7% (令和6年度)	33.3%	健康増進課
9	「家族介護教室」延べ参加人数	246人 (令和6年度)	300人	福祉課

基本施策	評価項目	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度	把握方法
【基本目標5】ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止・根絶に向けた取組の推進 (美祢市DV防止基本計画) (美祢市困難女性支援基本計画)				
10	「DV防止法」という言葉や意味を知っている市民の割合	87.9%	90%	市民アンケート
11	困難な問題を抱えどこ(だれ)にも相談しなかった市民の割合	26.2%	10%	市民アンケート
【基本目標6】誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりの推進 (美祢市困難女性支援基本計画)				
12	自治会などの地域社会活動の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	市民 28.8% 中高生 47.2%	市民 50% 中高生 50%	市民・中高生アンケート
13	避難所運営マニュアルの策定に参画する団体数	0団体	2団体	総務課
14	がん検診(胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん)受診率の平均値	8.7% (令和6年度)	12%	健康増進課
15	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」という言葉や意味を知っている市民の割合	10.8%	50%	市民アンケート
16	介護予防のための「通いの場」(週1回以上開催)の数(箇所)	13箇所 (令和6年度)	13箇所	福祉課
16	多文化共生事業参加者数(外国人含む累計)	180人	1,160人	行政経営課

第7章 プランの推進

【1】庁内の推進体制の整備

本プランは、市政のあらゆる分野にわたる計画です。長期的な視点に立ち、プランを着実に推進していくために、全庁的な取組を行います。

庁内の横断的組織である「美祢市男女共同参画推進本部」を中心に、関係部局との連携を図り、毎年度進捗状況を点検しながら、関連施策の総合的な推進を行います。

【2】男女共同参画の推進に関する審議会の設置・運営

幅広い分野にわたる各施策を着実に推進するため、学識経験者や市民の代表で構成する「美祢市男女共同参画審議会」において、市民の意見の把握及び施策に反映させるための調査・研究・審議を行います。

【3】国・県・関係機関・各種団体との連携

本プランを効果的・計画的に推進するため、国や県、他の自治体の情報を的確に把握するとともに、市民・企業・各種団体等との連携を図ります。

【4】プランの周知

本プランの推進に当たっては、行政と市民や企業、関係団体等が連携し、協働して取り組むことが重要です。そのため、市の多様な広報媒体の多様な媒体を活用し、本プランに基づく取組の実施内容について、広く周知に努めます。また、あらゆる機会を通して、関係機関や市民等からの意見やニーズを把握し、施策への反映を図ります。